

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

平成24年に宗像市子ども基本条例が施行されてから5年が経過しました。そして、ハッピークローバーが宗像の子どもたちからの相談を受けられるようになって4年がたちました。

この間に、宗像市における子どもの権利擁護の動きは着実に進んできています。とくに、平成28年度は、学校現場の協力を得て、小学校での出張相談のとりくみが大きく前進しました。

平成27年度から活躍を始めたイメージキャラクターの「ふくちゃん」とともに、ハッピークローバーの存在が、子どもたちにより身近なものになってきており、ハッピークローバーのメンバー一同、とてもうれしく感じています。そして、協力いただいている関係機関の皆様、どうもありがとうございます。

さて、昨年10月に、兵庫県宝塚市で開催された「地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウム」に参加する機会をいただきました。全国の多くの自治体が、様々な工夫をしながら、子どもたちの声をどのように聞き取ったらよいのか、そして、子どもたちの悩みをどうやって解決していけばよいのか、模索し、努力していることを知りました。このシンポジウムでは、宗像からも、特に学校との連携による子どもたちへの広報活動について報告し、他の自治体から深い関心を寄せられたところです。同じような取り組みをしている全国の機関と情報を共有することの大切さを実感することができました。

また、昨年、児童福祉法が改正され、法律の中に、子どもの権利条約の趣旨にのっとり、子どもの意見を尊重しながら施策を行うことが明記されました。福祉の分野に限らず、教育や少年司法の分野においても、子どもの最善の利益、つまり、子どもにとって何が一番よいのか、子どもの意見を聞きながら考えていく姿勢が求められています。

こうした動きの中で、活動が5年目に入ったハッピークローバーも、より子どもにとって親しみやすく役に立つ相談機関となれるように、救済委員、相談員、事務局で協力しながら活動していきます。

今後とも、ハッピークローバーをよろしくお願いします。

も く じ

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

1. 宗像市子ども基本条例と権利救済制度	
(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的	1
(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制	2
(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策	4
(4) 宗像市子ども基本条例に基づく学校での取り組みについて	6
(5) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ	7
(6) 宗像市子どもの権利救済委員・相談員	8
2. 子どもの権利救済・回復活動の概況	
(1) 年間相談件数	9
(2) 月別相談件数	10
(3) 相談者別件数	11
(4) 相談対象者別学年別相談件数	12
(5) 継続回数別相談件数	13
(6) 相談内容別相談件数	14
(7) 相談内容別相談者別相談件数	15
(8) 子どもからの相談内容別年代別相談件数	16
(9) 曜日別相談件数	17
(10) 時間帯別相談件数	18
(11) 相談方法別相談件数	19
(12) 救済申立て・発意件数	19
(13) 特徴と傾向	20
3. 子どもの権利救済・回復活動の実際	
(1) 相談・助言・支援	21
(2) 救済申立て・発意	22
(3) 救済委員会議報告	23
4. 広報・啓発活動	
(1) リーフレット・カードの配布	27
(2) 小・中学校での広報・啓発活動	29
(3) 「はびくろ通信」の発行	30
(4) 小学校での出張相談会	32
(5) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートの実施	34
(6) その他の活動	34
5. 平成 28 年度の総括と平成 29 年度に向けて	
(1) 平成 28 年度の総括	35
(2) 平成 29 年度にむけて	36
6. 子どもの権利救済委員からのメッセージ	
・ 「宗像市の子どもたちに感謝して」	38
・ 「権利救済委員として子どもの日常に関われることの大切さ」	39
7. 資 料	
・ 平成 28 年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果	40
・ 宗像市子ども基本条例	46
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	55
・ 平成 28 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	64

1. 宗像市子ども基本条例と権利救済制度

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

① 経緯

平成 22 年 4 月	市長選挙のマニフェストで、条例制定を公約
平成 22 年 7 月 29 日	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案策定を諮問
平成 23 年 4 月	子ども部新設
平成 23 年 9 月 20 日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書が提出される。
平成 23 年 10 月	パブリック・コメントの実施（1ヶ月間）
平成 23 年 12 月 19 日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書が提出される。
平成 24 年 3 月	宗像市議会において、全会一致で条例案が議決される。
平成 24 年 4 月 1 日	条例施行。子どもの権利救済制度は、平成 25 年 4 月 1 日施行となる。
平成 25 年 4 月 1 日	全面施行。子ども相談センター開設（同センター内に子どもの権利相談室と家庭児童相談室を併設）

② 目的

- ◆ 大人の果たすべき役割を明確にし、子どもの権利を守っていく。
- ◆ 将来にわたって子どもの権利の普及・啓発を行い、家庭・地域・学校など、子どもが育つ全ての場面において、きちんとした理念のもとに子どもを育成することができるようにする。
- ◆ 宗像市の子ども施策の法的根拠とする。

③ 子どもや市民意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換（平成 22 年 10 月 3 日 実施）
審議会の委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施しました。



- 子どもに関わる団体との意見交換（平成 22 年 11 月 11 日 実施）
審議会の委員と 5 団体 9 人の方と意見交換を実施しました。
- アンケート調査（平成 23 年 11 月 3 日 実施）
 - 宗像市子どもまつりの会場での調査
毎年 11 月 3 日に開催している宗像市子どもまつりにおいて、子どもと大人それぞれを対象にしたアンケートを実施し、子ども 244 人、大人 252 人から回答を得ました。
- 学校における調査（平成 23 年 1 月 31 日～2 月 4 日 実施）
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象にアンケートを実施しました。

- 市民アンケートでの調査（平成 23 年 2 月 実施）
「子どもの権利条約」の認知度調査を実施。結果は次のとおりです。
内容まで知っている 9% 名前だけ知っている 55% 知らない 36%

- 意見募集
 - 広報紙での市民意見募集
6 人の市民と 2 つの団体から、計 41 項目の意見が提出されました。
 - パブリック・コメント
平成 23 年 10 月 1 日～31 日までの期間で実施し、15 通 127 件の意見が提出されました。パブリック・コメントの実施に当たっては、並行して説明会を実施し、条例制定の趣旨及び内容について周知を図りました。

(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制

① 特徴

- 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を 3 つの柱とし、救済制度を設けていること。
- 「子どもの権利」「健全育成」「子育て支援」を盛り込んだ総合条例

○ 子どもの権利

- ◆ 安心して生きる権利 : あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないことなど
- ◆ 自分らしく生きる権利 : 個性が尊重され、その個性を伸ばすことなど
- ◆ 豊かに育つ権利 : 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと、学ぶこと、遊ぶことなど
- ◆ 意見を表明する権利 : 自分の気持ち又は考えを表現し、尊重されること年齢に応じて、意思決定に参加することなど
- ◆ 子どもの役割 : 自分の権利が尊重されるのと同様に、他人の権利を尊重するように努めなければならないことなど

○ 大人の責務

- ◆ 保護者の役割 : 子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならないことなど
- ◆ 市民等の役割 : 地域の行事、運営について、子どもが考えを表明又は参加する機会を設けるよう努めなければならないことなど
- ◆ 子ども関係施設の役割 : 子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならないことなど
- ◆ 市の役割 : 虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。被害を受けた子どもを発見した場合、その保護・救済に努め、支援をしなければならないことなど

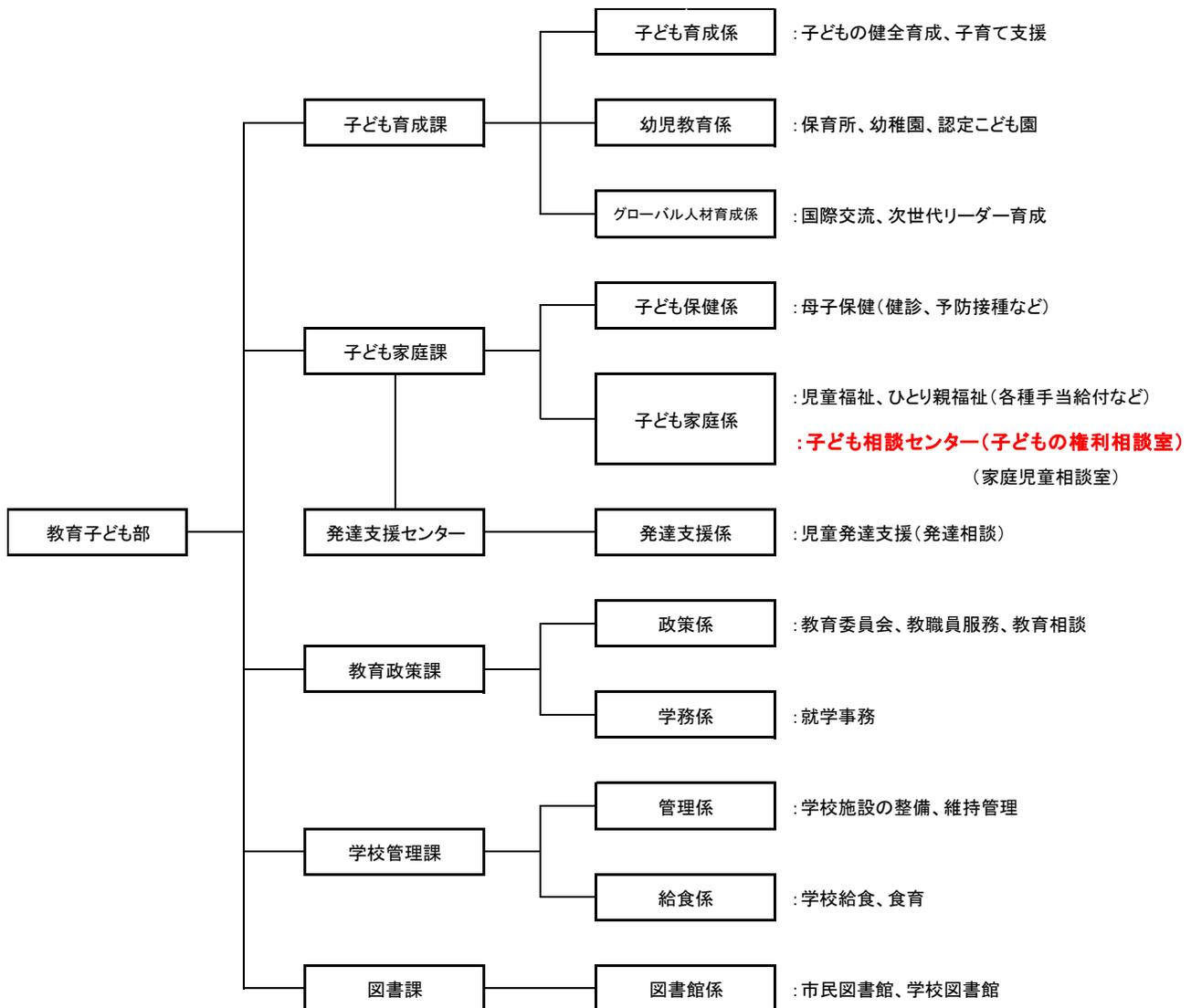
○ 子どもにやさしいまち

- ◆ 施策の推進（行動計画の策定など）
- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 子どもの意見表明の機会の提供
- ◆ 子育て支援
- ◆ 健全な発達を阻害する環境からの保護

② 推進体制

平成 23 年 4 月、市長部局に子ども部を新設。学校教育を除く子ども施策の一本化を行った。

平成 27 年 4 月、学校教育との連携強化のため、教育子ども部に組織改編。現在の庁内の推進体制は次のとおり。



(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

次の重点事項に基づき、施策を推進しています。

事 項	内 容
子どもの権利に関する意識の向上	○ 学校教育における学習活動 ○ 大人に向けた周知・啓発
子どもの権利に基づいた育成事業	○ 子どもの居場所、体験の機会
子どもの権利を守る	○ 子どもの権利救済委員 (子どもの権利相談室)

※ 施策の検証は、宗像市次世代育成支援対策審議会が行います。

① 子どもの権利に関する意識の向上

- 学校教育における学習活動
 - 教材の提供
 - 宗像市教育ハンドブックへの掲載
 - 平成 26 年度の教育 21 世紀プラン、学校経営要綱、指導計画等への位置づけ
 - 子ども基本条例ハンドブックを作成・配布
- 大人に向けた周知・啓発
 - 広報紙、ホームページ、冊子等の媒体による取り組み。
啓発記事を毎月掲載（平成 24 年度は条例の解説、25 年度は事例による啓発）
大人版パンフレットの全戸配布（平成 24 年 11 月 15 日号広報配布時）
子ども版パンフレットの全小中学生への配布（平成 24 年 11 月 20 日）
 - 講演会、研修会
子ども会役員会、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、ルックルック講座、PTA、民生委員児童委員協議会等を対象に実施
学校、保育所、幼稚園その他の子ども関係施設職員に向けて啓発
 - その他
宗像市子どもまつりでの啓発活動
子ども相談センター周知の場面での啓発
子育て支援事業、母子保健事業、子ども福祉事業等において必要な場面で啓発
街頭啓発（11 月 20 日子どもの権利の日）

② 子どもの権利に基づいた育成事業

- 子どもの居場所づくり事業等の展開
 - コミュニティその他による子どもの居場所づくり（寺子屋など）
 - プレーパーク事業の展開
- 各種の体験事業
 - 宗像市子どもまつり（子どもの体験、発表の場）
 - 宗像市中学生職場体験学習ワクワクWORK（市内全中学 2 年生の 1 週間の職場体験）
 - 夏の課外授業（市内事業所が子ども向け体験事業を実施）
 - 世界一行きたい科学広場（大学、高校、企業が子ども向け科学体験を実施。高校生が活躍）
 - コミュニティその他の体験事業（地域が体験事業を実施）

- グローバル人材の育成
 - 学校教育におけるALTを活用した外国語活動
 - イングリッシュ・サマーキャンプ（小5・6年）
 - ニュージーランド研修（小6～中学生）
 - カナダ研修（高校生）
 - むなかたガイド（中学生～大学生）
 - 宗像国際育成プログラム（中学生）
 - 宗像歴史未来塾（中学生）

※外国人とふれあうことや異文化体験を行うことにより、コミュニケーション能力や違うものを理解し受け入れる力を養います。また、可能性を伸ばす機会にもなります。

- 意見表明及び体験発表
 - スピーチコンテスト（小中学生）
 - 宗像市子どもまつり子ども実行委員会（企画・運営を子どもたちが実施）
 - わくわく体験報告会（体験したことを子どもたちが発表、子ども実行委員による司会・運営）

③ 子どもの権利を守る

- むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」
 - 市役所内に開設した子ども相談センターに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を設置しました。専任担当職員を配置し、「家庭児童相談室」と連携をとりながら権利救済に取り組んでいます。子どもの権利相談員（臨床心理士・教員）を2人配置しています。第三者独立機関として、3人の宗像市子どもの権利救済委員（弁護士、社会福祉士、臨床心理士）が活動しています。開設当初は、「子どもの権利救済機関」と呼称していましたが、より分かりやすくするために「子どもの権利相談室」と名称を変更しました。また、平成25年度に市内の子どもたちに愛称を募集し、子どもたちの投票によって、「ハッピークローバー」と名前がつけました。
- 宗像市いじめ防止基本方針
 - いじめ防止対策推進法に基づき、平成27年3月、「宗像市いじめ防止基本方針」を策定しました。基本方針ではいじめを、条例に定める子どもの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」を著しく侵害するものとし、いじめ問題に取り組む強い決意を示しています。
また、いじめの根本的要因として、社会環境と家庭環境が子どもに与える影響や、子どもの心身の発達課題による影響を示し、いじめる側への指導、いじめられる側の保護といった単純な図式で説明するのではなく、いじめに関わる子ども全体への権利侵害や発達課題に対する支援の必要性を強調しています。
さらに、いじめの早期発見、早期対応のため、「子どもの権利相談室」の周知により、子どもがいじめを訴えやすい対応を整えるとともに、子どもへのいじめ防止の啓発のため、「権利の授業」を推進することをうたっています。
なお、「宗像市いじめ問題対策連絡協議会」には、子どもの権利救済委員と家庭児童相談室が参画しています。

(4) 宗像市子ども基本条例に基づく学校での取り組みについて

① 子どもの権利や子ども基本条例の啓発について

- ◎「子どもの権利の日」にのぼり旗を掲示
- ◎市内全児童・生徒にパンフレットを配付
- 学級の人権カレンダー・校内人権コーナーに掲示（小：5校、中：1校）
- 学校・学級通信等で子どもの権利の日を紹介
- 子どもの権利についての全校放送
（小：2校、中：1校）
- 職員研修の実施（小：7校、中：3校）

◎の項目は、
全小中学校が実施する事項
○の項目は、
小・中学校が選択して実施する事項

② 子どもの権利の日の授業について

【学習目標】

自分も他人もお互いの権利を大切にして暮らすための、知識・技能・態度を学習する。

【実施内容】

子どもの権利について網羅的に取り組んでいく。

1年生から8年生（中学校2年生）までは、道徳や学級活動、各教科などの授業の中で、具体的な生活場面や事例を題材にして学習を進め、子どもの権利については、導入や終末に位置付けて扱う。9年生（中学校3年生）は、社会科の公民的分野と関連させながら、発展的な内容として「権利・条例」そのものを学習対象として位置付ける。

【玄海小学校4年生の授業】

「意見を伝える権利」について考える授業が実施された。

自分の考えや気持ちを家族や友達に伝えることができているか振り返ったり、大人に将来の進路を強制されたときに、どう答えるかをロールプレイしたりして、伝える事の難しさや勇気がいることを実感したようだった。だからこそ、どう答えても、その答えは大切にされなければならないことや意見を伝える必要性についてまとめた。



ロールプレイのようす

【河東中学校3年生の授業】

まず、「世界の果ての通学路」というDVDの視聴をした。この映画は道なき道を何時間もかけて通学する子ども達をおったドキュメンタリーで、純粹に学校に行きたい、勉強がしたいという子どもの想いが伝わってくる。その後、プレゼン資料でマララ・ユスフザイさんの国連演説の話を紹介しながら、最後に子どもの権利について考える授業であった。子どもの活動はそれほど多くはないが、資料からのインパクトが大きく、授業後の感想では子どもの権利の必要性や自分の今いる環境や学べることへの感謝、夢を持つことの大切さなど多岐にわたって、深く考えたものが多かった。

◎道徳や特活で授業を実施（小：190学級、中：75学級 実施率97.3%）

（昨年度、小：184学級、中：66学級 実施率97.2%）

○学校の日に授業の実施（小：3校、中：2校）

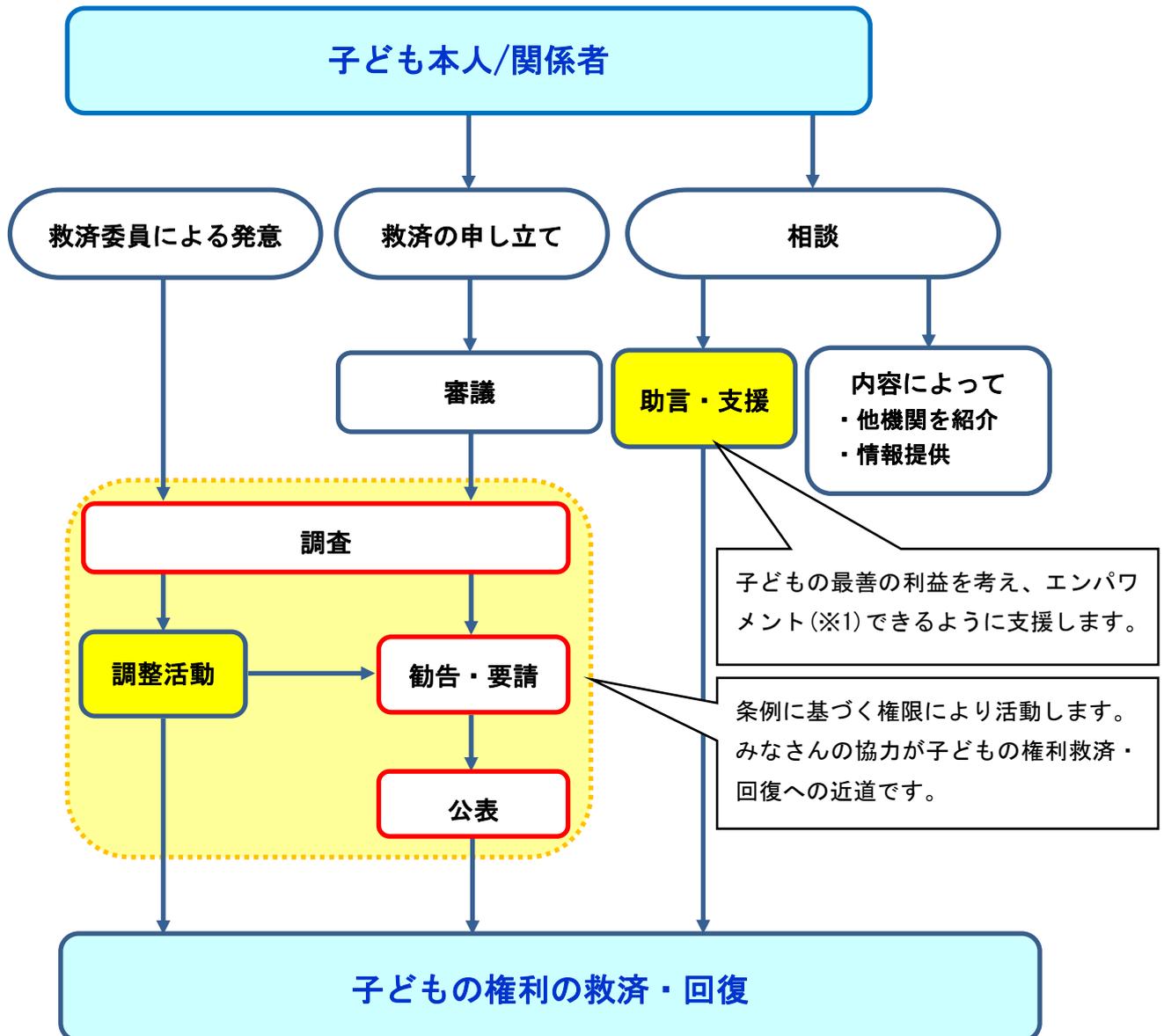
○子どもの権利について全校放送（小：2校）

○学校や学年の集会等で紹介。（小：6校、中：3校）

○朝の活動等で紹介、HR等で紹介：11校99学級(昨年度7校90学級)

※ 授業や朝の会等で、市内全小中学校の100%の学級で子どもの権利や子ども基本条例の学習が実施された。

(5) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

① 審議

救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。

② 調査

客観的な事実関係を把握するために行います。強制力はありませんが、条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。

③ 調整活動

問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。

④ 勧告

実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。

⑤ 要請

実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。

⑥ 公表

「勧告」や「要請」の内容や、対応状況等を広報や宗像市公式ホームページ、記者発表等で公表します。

(6) 宗像市子どもの権利救済委員・相談員

① 宗像市子どもの権利救済委員について

- ア 立場 …地方自治法第138条の4第3項に規定される市の附属機関。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制を採っています。
- イ 任期 …1期2年、3人以内を選任、再任の制限はしていません。
- ウ 勤務 …月2回の定例会議を実施しています。事例が発生した場合は、随時活動します。その他、啓発（研修）やイベント時にも参加します。
- エ 役割
- 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。
 - 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をします。
 - 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査をします。
 - 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を要請します。
 - 上記の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めます。

② 宗像市子どもの権利相談員について

- ア 役割
- 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。
 - 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をします。
 - 子どもの権利の普及に関することに取り組みます。
 - 上記の他、子どもの権利の救済及び回復のために必要なことに取り組みます。

2. 子どもの権利救済・回復活動の概況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

(1) 年間相談件数

表1 年間相談件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実件数	69	103	184
（新規件数）	62	92	178
（継続件数）	7	11	6
延件数	240	221	239

*1 実件数：その年度における、相談対象者数とする

*2 延件数：たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は、延件数4件とする

*3 継続件数：前年度からの継続実件数

平成28年度に受けた実件数は184件。そのうち新規件数は178件、6件が継続件数でした。実件数184件のうち、116件が出張相談会などで寄せられた相談件数となります。平成27年度と比較すると実件数で81件、うち新規件数で86件の増加となりました。

平成28年度に受けた延件数は239件でした。平成27年度と比較すると多少増加しています。

(2) 月別相談件数

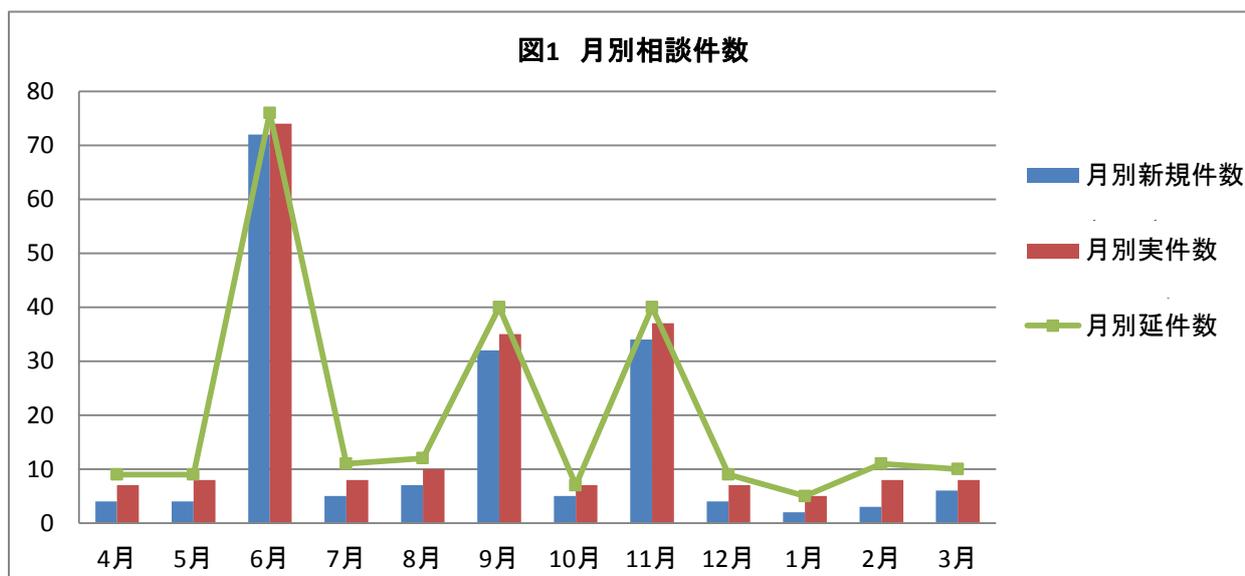


表2 月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月別合計	年間相談件数
月別新規件数	4	4	72	5	7	32	5	34	4	2	3	6	178	新規件数 178
月別実件数	7	8	74	8	10	35	7	37	7	5	11	8	217	実件数 184
月別延件数	9	9	76	11	12	40	7	40	9	5	11	10	239	延件数 239

*1 月別実件数：その月の新規件数と継続件数を合わせた相談実件数

平成28年度の新規相談件数が多い月は6月（72件）、11月（34件）、9月（32件）で、少ない月は1月（2件）でした。月別実件数においても同様で、多い月は6月（74件）、11月（37件）、9月（35件）で、少ない月は1月（5件）でした。月別延件数が多い月は6月（76件）、9・11月（40件）で、少ない月は1月（2件）でした。

本年度の月別相談件数の推移として、6月、9月、11月の新規件数、実件数、延件数が突出しているのは、5校の小学校で出張相談会を行ったため、相談が集中した結果です。

(3) 相談者別件数

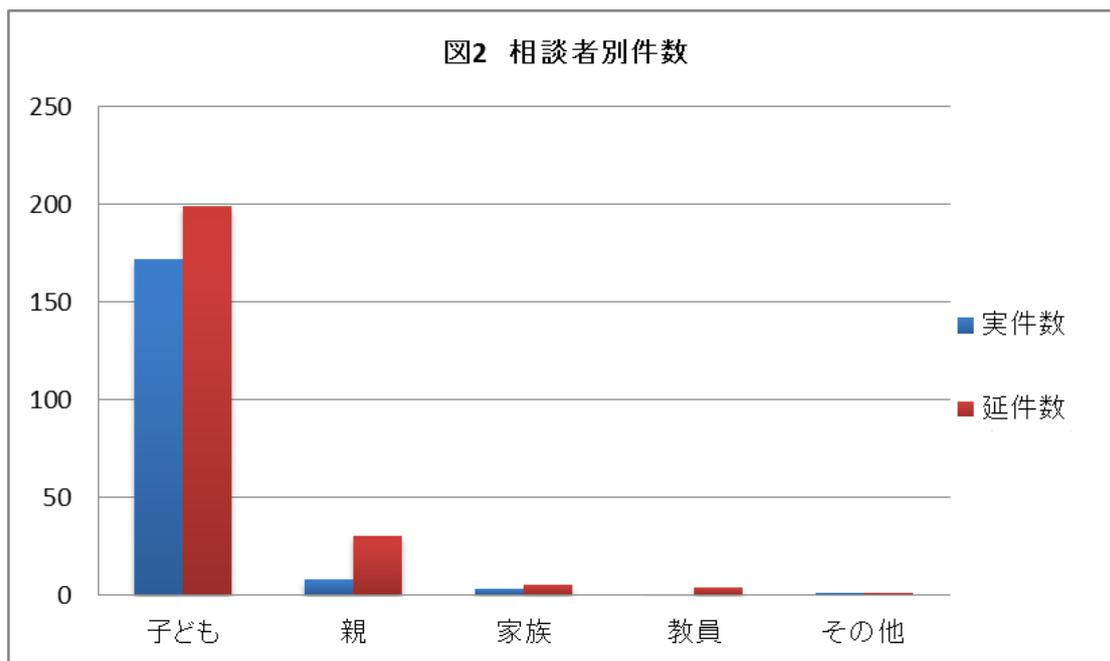


表3 相談者別件数

	子ども	親	家族	教員	その他	合計
実件数	172	8	3	0	1	184
延件数	199	30	5	4	1	239

*1 実件数：初回相談者のみの数値

主たる相談者は、子ども本人からの相談が最も多く、実件数全体の約9割を占めています。

(4) 相談対象者別学年別相談件数

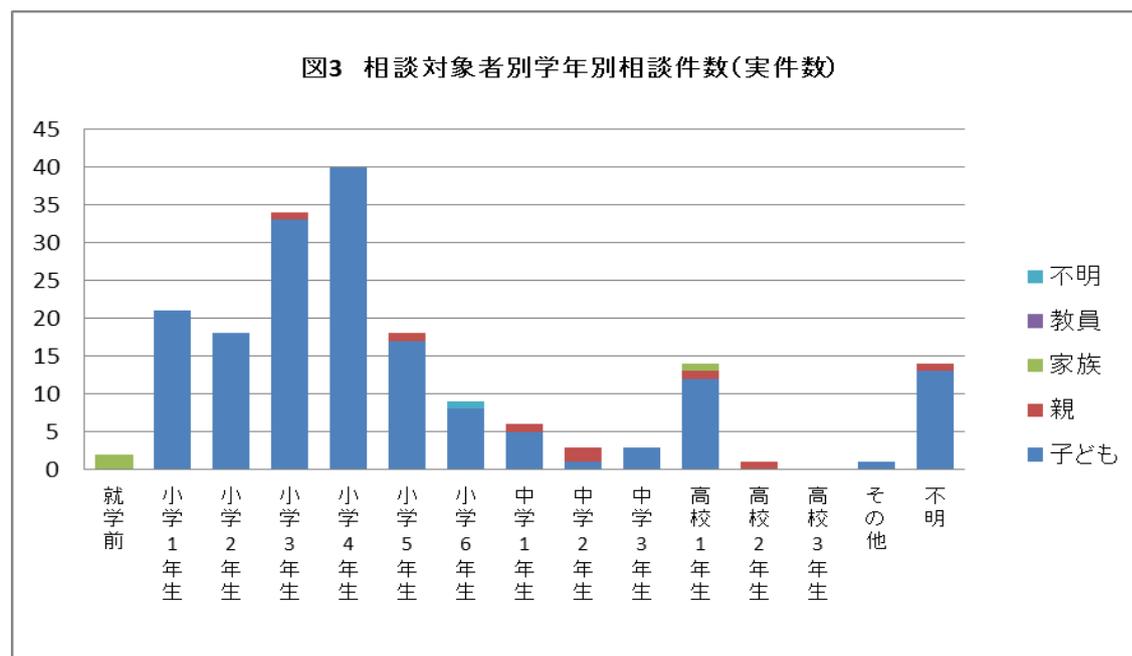


表4 相談対象者別学年別相談件数 (実件数)

	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	その他	不明	合計
子ども	0	21	18	33	40	17	8	5	1	3	12	0	0	1	13	172
親	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0	1	1	0	0	1	8
家族	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2	21	18	34	40	18	9	6	3	3	14	1	0	1	14	184

平成28年度は、子どもからの相談は172件でした。子どもからの相談172件のうち、小学生から137件、中学生から9件、高校生から12件の相談がありました。

(5) 継続回数別相談件数

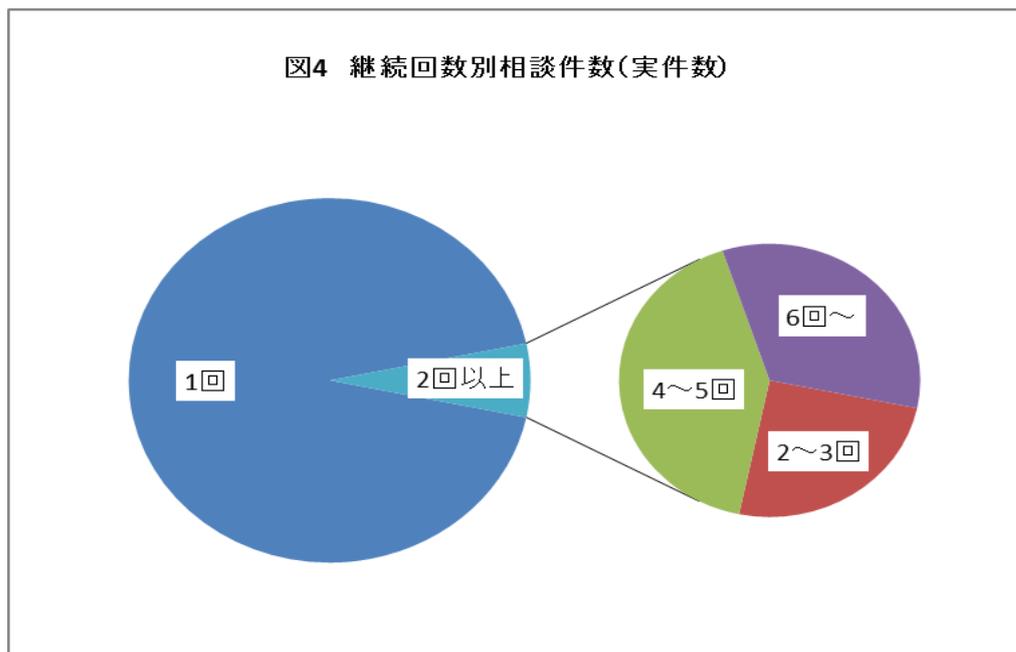


表5 継続回数別相談件数（実件数）

	1回	2回~3回	4回~5回	6回~	計
実件数	172	3	5	4	184

平成28年度の相談において、実件数184件のうち、全体の約9割である172件が1回の相談になっています。

(6) 相談内容別相談件数

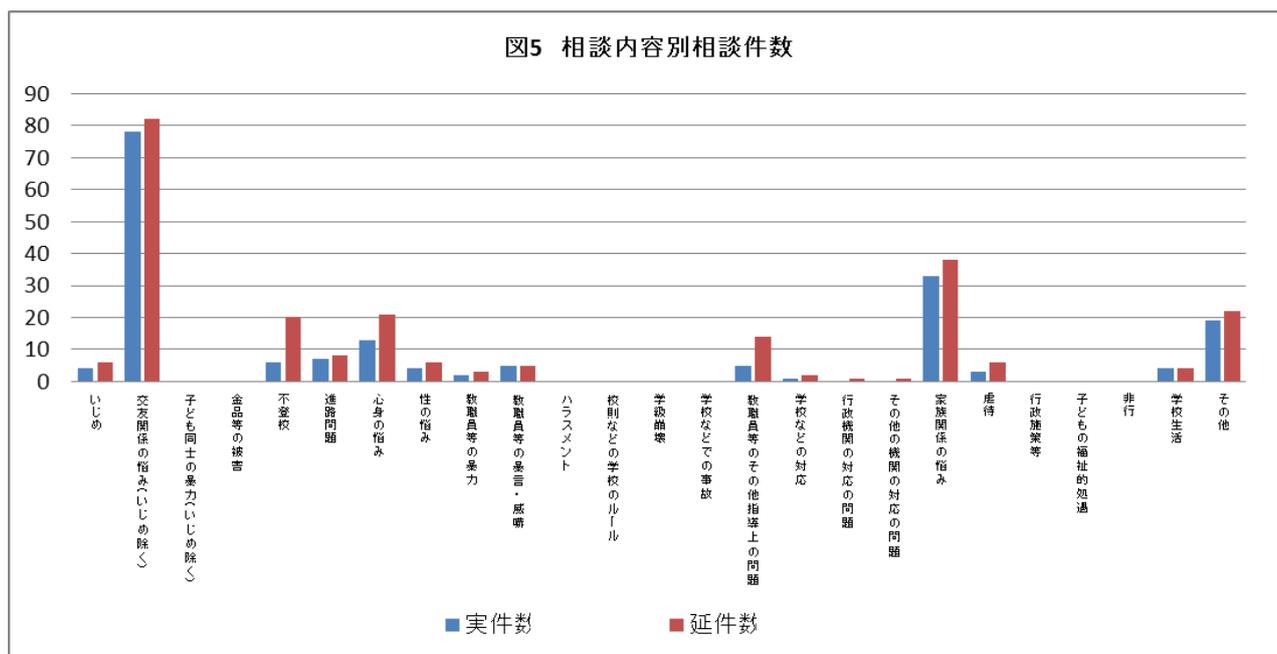


表6 相談内容別相談件数

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み(いじめ除く)	(3) 子ども同士の暴力(いじめ除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等のその他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 家族関係の悩み	(20) 虐待	(21) 行政施策等	(22) 子どもの福祉的処遇	(23) 非行	(24) 学校生活	(90) その他	計
実件数	4	78	0	0	6	7	13	4	2	5	0	0	0	0	5	1	0	0	33	3	0	0	0	4	19	184
延件数	6	82	0	0	20	8	21	6	3	5	0	0	0	0	14	2	1	1	38	6	0	0	0	4	22	239

平成28年度の相談内容別相談実件数では、(2)交友関係の悩み(いじめを除く)、(19)家族関係の悩み、(7)心身の悩みが多い傾向が見られます。また、延件数と比べてみると、(5)不登校、(7)心身の悩み、(15)教職員等のその他指導上の問題について、継続して相談している傾向が見られます。他にも継続して相談をしている中で、(20)虐待についての相談がありました。

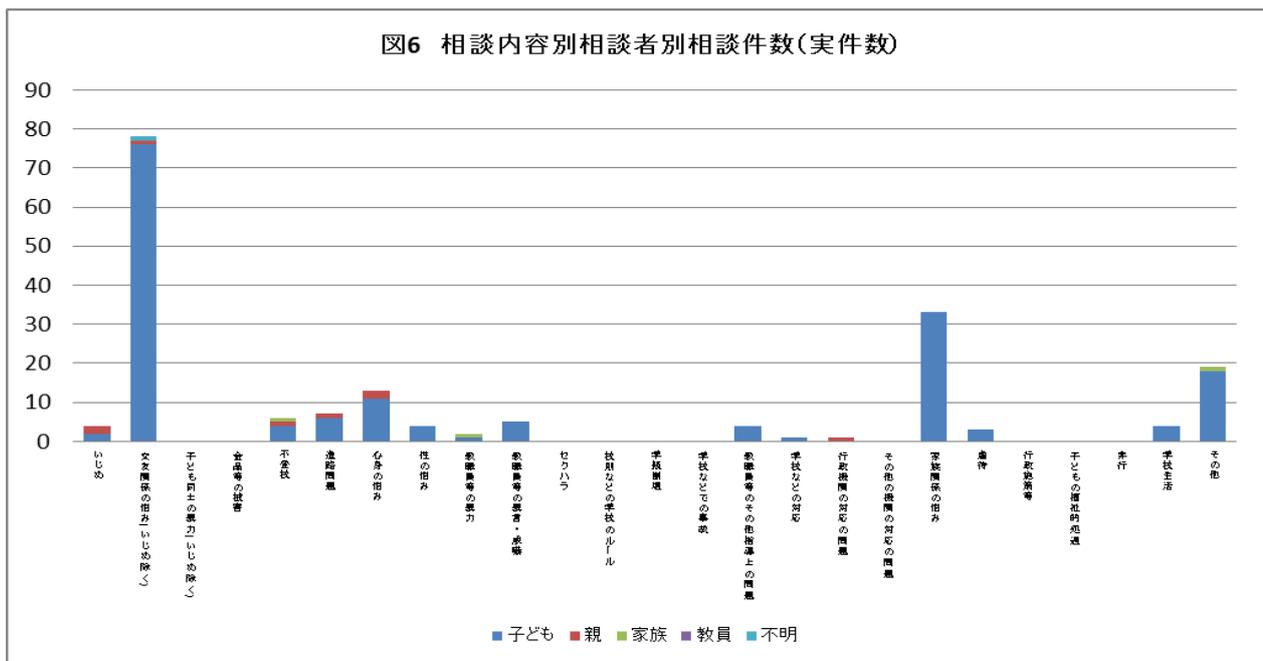


表7 相談内容別相談者別相談件数 (実件数)

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み(いじめ除く)	(3) 子ども同士の暴力(いじめ除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等その他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 家族関係の悩み	(20) 虐待	(21) 行政施策等	(22) 子どもの福祉的処遇	(23) 非行	(24) 学校生活	(25) その他	(90) 計
子ども	2	76	0	0	4	6	11	4	1	5	0	0	0	0	4	1	0	0	33	3	0	0	0	4	18	172
親	2	1	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
家族	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	4	78	0	0	6	7	13	4	2	5	0	0	0	0	4	1	1	0	33	3	0	0	0	4	19	184

子どもからは、(2)交友関係の悩み(いじめ除く)、(19)家族関係の悩みについての相談が多くありました。親からは、(1)いじめ、(7)心身の悩みの相談が寄せられました。祖父母などの家族からの相談は、(5)不登校、(9)教職員等の暴力についての相談がありました。相談者不明の相談としては、(2)交友関係の悩み(いじめ除く)について相談がありました。

(8) 子どもからの相談内容別年代別相談件数

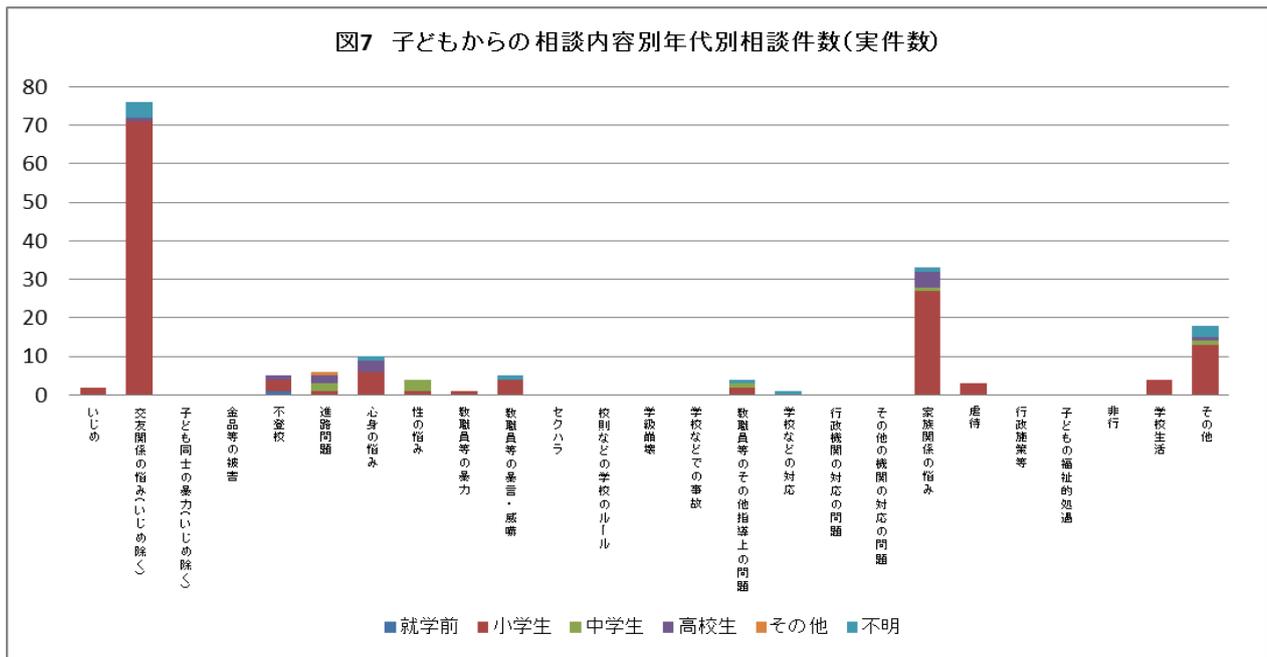


表8 子どもからの相談内容別年代別相談件数（実件数）

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み(いじめを除く)	(3) 子ども同士の暴力(いじめを除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等その他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 家族関係の悩み	(20) 虐待	(21) 行政施策等	(22) 子ども福祉的処遇	(23) 非行	(24) 学校生活	(25) その他	(90) 計	
就学前	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小学生	2	71	0	0	3	1	6	1	1	4	0	0	0	0	2	0	0	0	27	3	0	0	0	4	13	138	
中学生	0	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	8
高校生	0	1	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	12	
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
不明	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	12	
合計	2	76	0	0	5	6	10	4	1	5	0	0	0	0	4	1	0	0	33	3	0	0	0	4	18	172	

子どもからの相談内容を年代別に分けると、小学生では、(2)交友関係の悩み(いじめを除く)、(19)家族関係の悩み、(7)心身の悩みが多く見られます。中学生、高校生では、(19)家族関係の悩み、(6)進路の悩みについて相談がありました。相談者不明の相談としては、(2)交友関係の悩み(いじめを除く)、(7)心身の悩み等の相談がありました。

(9) 曜日別相談件数

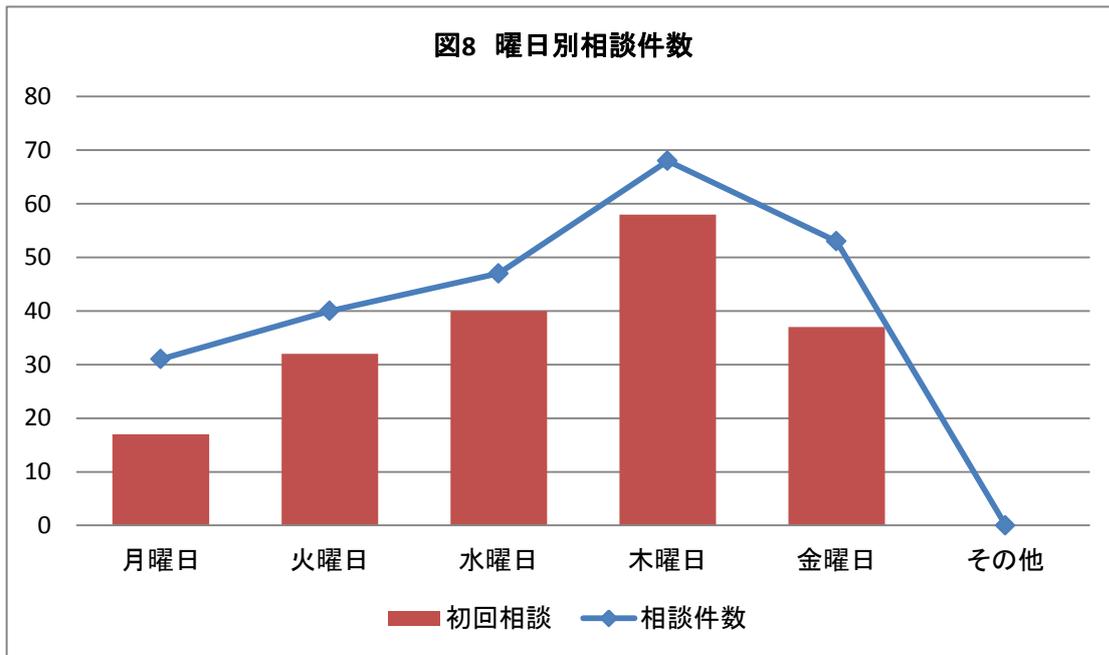


表9 曜日別相談件数

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	その他	合計
相談件数	31	40	47	68	53	0	239
初回相談	17	32	40	58	37	0	184

相談が寄せられた曜日を比較すると、木曜日に多くの相談が寄せられました。

火曜日から金曜日の相談件数の増加については、出張相談会を実施した曜日が関係していると考えられます。

(10) 時間帯別相談件数

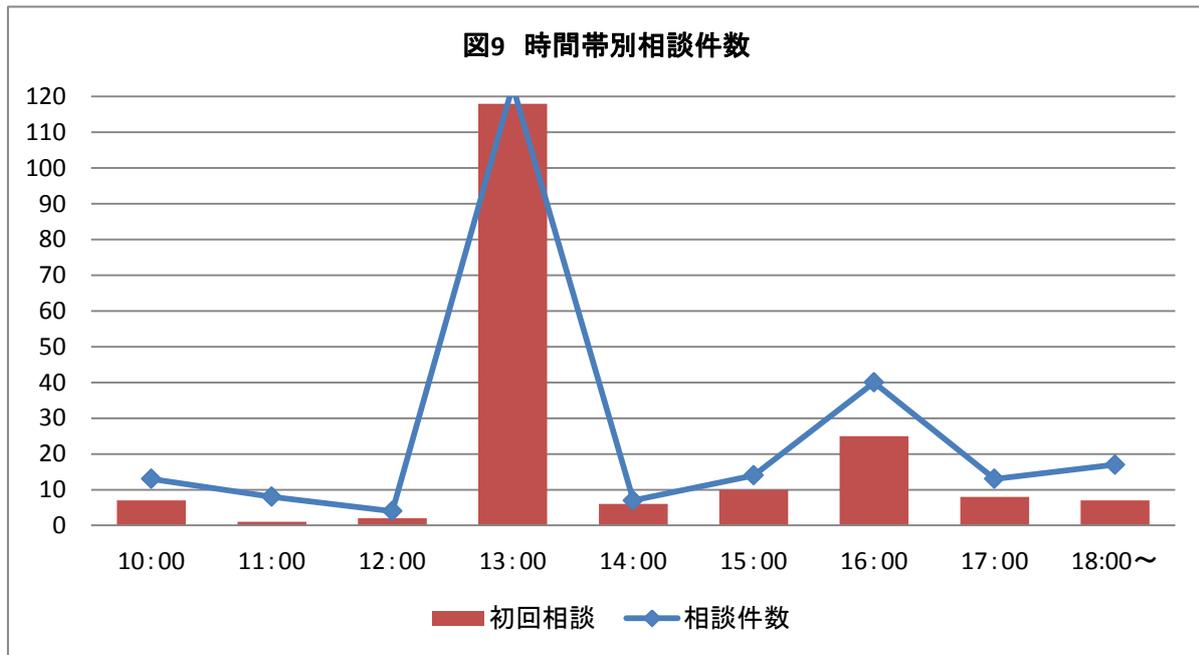


表10 時間帯別相談件数

	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00~	合計
相談件数	13	8	4	123	7	14	40	13	17	239
初回相談	7	1	2	118	6	10	25	8	7	184

*1 平成26年度より相談時間を10時から18時30分までに変更しました。平成26年度より相談終了時間を1時間30分繰り下げることで、子どもたちがより相談しやすい環境を作っています。

時間帯別で相談件数が多いのは、突出して13時の時間帯になっています。これは、出張相談会を5校の小学校で、昼休みに実施したためです。次に16時以降に相談が多いのは、学校から帰宅した子ども本人からの電話相談や親や家族など、大人からの相談がしやすい時間帯であることが要因として考えられます。

(11) 相談方法別相談件数

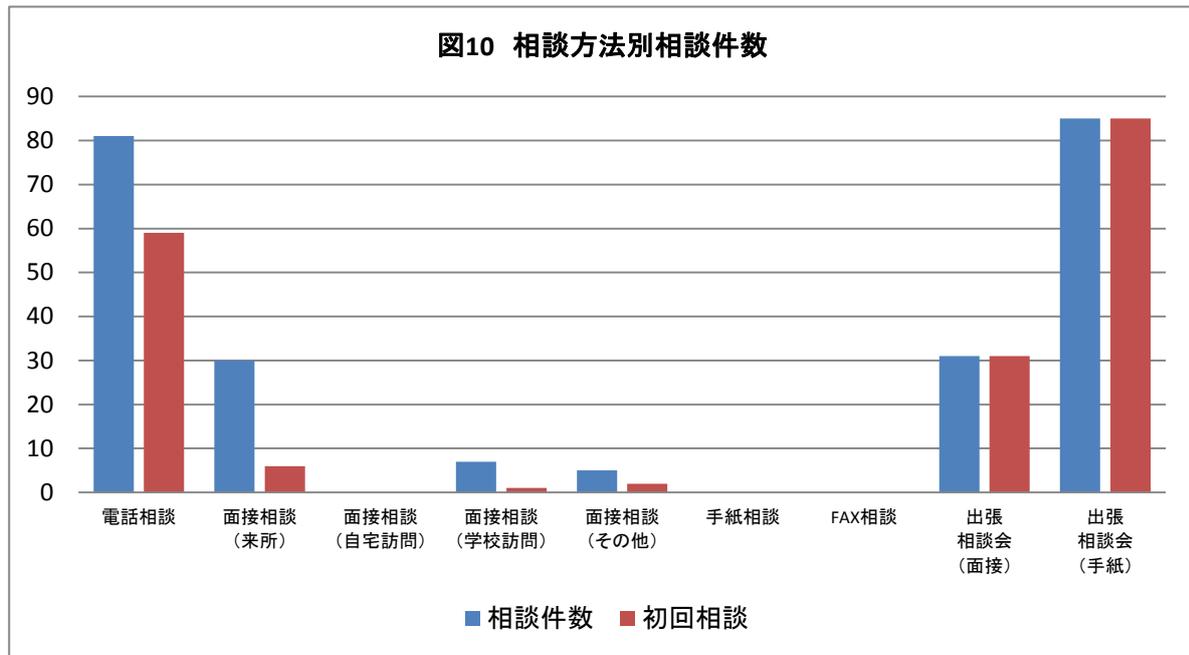


表11 相談方法別相談件数

	電話 相談	面接相談				手紙 相談	FAX 相談	出張相談会		合計
		来所	自宅訪問	学校訪問	その他			面接	手紙	
相談件数	81	30	0	7	5	0	0	31	85	239
初回相談	59	6	0	1	2	0	0	31	85	184

出張相談会での相談件数は、相談件数全体の約5割、初回相談全体の約6割にあたります。出張相談会を除いた相談方法では、電話による相談が7割と最も多く、子ども達にとって一番相談しやすい相談方法となっていると考えます。ファックスでの相談や手紙相談、自宅訪問はありませんでした。

(12) 救済申立て・発意件数

平成28年度の救済申し立て案件はありませんでした。発意案件は1件でした。

表12 救済申立て・発意件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
申立て案件	0	1	0
発意案件	1	0	1

(13) 特徴と傾向

① 出張相談会を実施した学校の増加

平成 27 年度に自由ヶ丘南小学校 1 校の実施から始まった出張相談会を、平成 28 年度は、自由ヶ丘南小学校、玄海小学校、東郷小学校、日の里東小学校、日の里西小学校の 5 校に増やしました。出張相談会の実施校数を増やすことができたことにより、広報・啓発の効果だけでなく、相談件数が増加しました。子どもたちからは、友人関係や家庭、学校生活などについての相談がありました。中でも、友達の悩み、勉強や学級で感じた困り感についての相談が多くありました。

② 子どもたちからの相談の増加

平成 27 年度と比較すると延件数に大きな差は見られませんが、実相談件数は 103 件から 184 件に、新規相談件数は、平成 27 年度の 92 件から 178 件に、大きく増加しています (P9 表 1)。これら相談件数が増加した要因として、平成 27 年度より出張相談会の実施校を増やしたことにより、多くの子どもたちへ相談する機会を提供することができ、相談件数が増加したと考えます。また、平成 28 年度は、1 回のみでの相談が多い傾向にありました (P13 表 5)。

③ 子どもたちからの相談内容

平成 28 年度の相談内容として、(2)交友関係の悩み (いじめを除く)、(19)家族関係の悩み、(7)心身の悩みについての相談が多く寄せられています (P14 表 6)。これらの相談が多く寄せられるという傾向は、平成 27 年度と同様であり、子どもにとって身近に日常的に抱えている悩みであることが考えられます。また、平成 28 年度の特徴として、小・中学校や保育所など、先生との関係についての相談が増えています。

④ 相談事例

	相談者	相談内容
1	小学生	親に怒られてばかりいる。仲良くしたい。
2	家族	保育園で楽しく過ごして欲しい。
3	小学生	友だちから悪口を言われて嫌な気持ちになる。
4	高校生	今の学校に馴染めず、学校を休んでいる。学校と合わないと感じる。
5	親	不登校になった子どもとの関わり方を悩んでいる。
6	中学生	自由に過ごしたいと感じる。今の生活がキツイと感じる。
7	小学生	どうしたら学校の先生に自分の気持ちを分かってもらえるか知りたい。

3. 子どもの権利救済・回復活動の実際

(1) 相談・助言・支援

その1 中学生

概要：「親が自分のことを分かってくれない」「親から叩かれる」と親と f f の関係に悩んでいる子どもから、ハッピークローバーに自分の気持ちを代弁してほしいという相談がありました。相談者は親と良い関係を築きたい、自分だけでなく親とも話をして、親のストレスを軽減してあげてほしいということでした。

相談・支援の経過：相談を通じて、相談者は、親との確執や叩かれること以外にも、学校生活を含め、さまざまな困難さを抱えながら生活していることがわかりました。子どもの権利救済委員や相談員を中心に、どうすれば親に理解してもらえるのか、生活がしやすくなるのかを相談者と考えた結果、相談者の意向を最大限尊重するために、関係機関の協力を得て、相談者の気持ちや特徴を親に知ってもらうことにしました。親も相談者とどのように関わることがいいのか悩んでいましたが、相談者の気持ちや特徴を知ることによって、親子の関係も少しずつ変化していき、相談者が安心して過ごせる土台を作ることができました。

その2 小学生

概要：「勉強が難しくて分からない」「宿題ができない」と親子で相談に訪れました。子どもは「勉強が難しい」と話しており、学校に行くことや家で勉強することが辛いとの相談でした。

相談・支援の経過：勉強が分からないという相談の中で、相談者が勉強しやすい環境はどんなものなのか一緒に考えました。相談者が安心して楽しく生活できるサポートとして、相談者の気持ちや困っていることを周りの大人に知ってもらい、協力してもらうことにしました。学校では教員の協力のもと、相談者に合った勉強やサポートをしてもらい、家庭では、出来たことを褒め、温かく見守ってもらえることになりました。

(2) 救済申立て・発意

平成 28 年度は、発意案件が 1 件でした。救済申立て案件はありませんでした。

平成 28 年度の発意案件

概要 宗像市が管理運営を委任している子ども関係施設において、子どもに対する体罰がなされたとの相談がありました。

相談者から救済の申立てはありませんでしたが「相談内容が事実であれば重大な権利侵害である」と救済委員 3 名で判断し、発意に基づいて、当該施設を監督する立場にある宗像市に対して、調査を行うこととしました。

1 調査

宗像市の監督部署に提出された事案の報告書の提示を受けるとともに、監督部署の職員及び当該施設の職員から事情を聞きました。

2 調査結果についての協議

調査の結果、相談内容のとおり体罰がなされていたことが確認されたので、救済委員会議において、体罰に至った経過や、体罰事案が発生した背景事情、再発防止のために必要な措置などについて協議しました。

3 対応

救済委員で協議したうえで、本件事案が子どもに対する重大な権利侵害であると認めました。

もっとも、宗像市及び当該施設においても、重大な権利侵害事案であることを認識しており、再発防止に向けた努力をするという意向を持っていることが確認されたので、要請、勧告は行わず、改善に向けての調整活動を行うことにしました。

具体的には、宗像市の監督部署職員及び当該施設職員並びに救済委員で、調整の場を設け、子どもに接する職員の権利擁護の意識を高めるための研修の充実など、救済委員が必要と考える改善に向けた調整内容を説明し、調整を図ったところ、救済委員が提案する調整内容について同意を得ました。今後、改善に向けた取り組みを行い、1 年後に、改善に向けた取り組み状況を子どもの権利救済機関に報告することになりました。

(3) 救済委員会議報告

回	期日時間	内 容	決 定 事 項
第1回	4月5日(金) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度活動報告書作成について 相談種別について 相談記録の確認 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 救済委員会議に伴う決定事項の確認。 相談種別を一部変更することを確認。
第2回	4月22日(金) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書作成について 出張相談会について 相談種別の変更について 子ども育成課活動報告 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> 出張相談会の実施校を増やす。(※昨年度は1校で実施) 相談種別の変更(「セクハラ」を「ハラスメント」に訂正、「子育ての悩み」を削除) 4/30 活動報告書原稿締切。
第3回	5月10日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書の確認及び決定について 本年度の啓発活動及び出張相談会の予定について 相談記録の確認 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 出張相談会実施要領について承認。 本年度、4校の小学校で出張相談会を実施する。
第4回	5月27日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書作成について 本年度の啓発活動及び出張相談会の日程について(最終) アンケートの実施について 子ども育成課活動報告 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書の配布先の確認。 アンケート実施期間6月27日~7月11日。 小5から中2の経年変化を見るために、平成30年度までは、現行のままで継続する。 出張相談会への救済委員の参加予定日確認。
第5回	6月7日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> 玄海小学校出張相談会の報告 相談記録の確認 事例検討 	
第6回	6月24日(金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課活動報告 子どもの権利相談員活動報告及び助言 自由ヶ丘南小学校出張相談会の報告 アンケートの実施について 	<ul style="list-style-type: none"> 校長研修会にてアンケート実施の依頼。 回収日7月12日13日。結果は、7月の救済委員会議で報告する。
第7回	7月5日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> 東郷小学校出張相談会の報告 相談記録の確認 事例検討 	

回	期日時間	内 容	決 定 事 項
第8回	7月22日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ はぴくろ通信 vol.6 発行について ・ 宗像市子どもまつりについて ・ アンケート結果について ・ 子ども育成課活動報告 ・ 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はぴくろ通信 vol.6 の発行時期は9月中旬とする。 ・ 子どもまつりについて進捗状況報告。
第9回	8月2日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張相談会における子ども相談の対応について ・ 相談記録の確認 ・ 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張相談会における学校との連携と第三者機関としての独立性について確認。
第10回	8月19日(金) 13:30~14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ はぴくろ通信 vol.6 発行について ・ 宗像市子どもまつりについて ・ 子ども育成課活動報告 ・ 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はぴくろ通信 vol.6 の掲載内容確認。 ・ 子どもまつりにおける参加体制の確認。
第11回	9月6日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発意案件について ・ 相談記録の確認 ・ 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発意案件について今後の流れの確認。
第12回	9月23日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日の里東小学校出張相談会の報告 ・ ワクワク WORK 中学生職場体験の報告 ・ はぴくろ通信 vol.6 発行について ・ 子ども育成課活動報告 ・ 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はぴくろ通信 vol.6 の原稿決定 ・ 全国大会(宝塚)分科会発表の内容確認。
第13回	10月4日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発意調査について ・ 相談記録票の確認 ・ 事例検討 	
第14回	10月21日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果と総括について ・ 日の里西小学校出張相談会の実施依頼について ・ 宗像市子どもまつりについて ・ 「子どもの権利の日」の街頭啓発活動 ・ 全国自治体シンポジウム(宝塚大会)報告 ・ 子ども育成課活動報告 ・ 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもまつり展示物の確認。 ・ 11月18日の街頭啓発への参加確認。

回	期日時間	内 容	決 定 事 項
第15回	11月1日(火) 10:00~12:00	・発意調査について	・メール相談については、自治体を絞り、詳しく実態調査をする。 ・はびくろ通信 vol.7 の掲載内容の確認。
第16回	11月18日(金) 13:30~15:20	・はびくろ通信 vol.7 発行について ・メール相談について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言	
第17回	12月2日(金) 10:00~12:00	・発意調査について	・はびくろ通信 vol.7 の原稿決定。1月中旬に発行。 ・メール相談実態調査の対象自治体の決定。
第18回	12月16日(金) 13:30~15:30	・はびくろ通信 vol.7 発行について ・メール相談について ・日の里西小学校出張相談会の報告 ・平成28年度出張相談会総括 ・平成29年度啓発方法について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言	・メール相談のアンケート項目の決定。 ・本年度実施した出張相談会の効果を確認。今後、出張相談会の実施校を増やしていく。中学校の出張相談会については、十分な協議・検討を行ったうえで実施する。
第19回	1月10日(火) 10:00~12:00	・平成28年度宗像市子どもの権利救済回復活動報告書の作成について ・メール相談について ・発意調査について ・相談記録の確認 ・事例検討	・メール相談アンケート原稿決定。 ・平成28年度活動報告書内容と作成担当の確認。 ・平成29年度に、子どもの権利相談室開設5年目の節目として、活動報告会を実施する。 ・情報管理についての検討。
第20回	1月24日(火) 10:00~12:00	・発意調査について	
第21回	1月27日(金) 13:30~15:30	・メール相談について ・平成29年度啓発方法について ・中学3年生卒業記念品について ・平成29年度版リーフレットカードについて ・発意調査について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言	・メール相談アンケートの内容及び今後の流れについて最終確認。 ・来年度は、全校集会等での啓発活動と出張相談会を隔年、交互に実施する。 ・卒業記念品は、クリアファイルに決定。 ・リーフレット、カード変更なし。

回	期日時間	内 容	決 定 事 項
第 22 回	2月7日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度小中学校の卒業記念品について ・相談記録の確認 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業祝メッセージ(「はぴくろ通信」増刊号)と祝電の内容確認。
第 23 回	2月24日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・メール相談について ・平成28年度の総括と平成29年度に向けて ・子ども基本条例に基づく取り組みについて ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・メール相談については、他自治体の実施状況アンケート結果を参考に、本市の子どもの権利救済機関としての考え方を明らかにしていく。 ・来年度、「子どもの権利の日」の授業や職員研修等、権利救済委員や相談員の活用について学校にアンケートを取り、参画していくことを確認。
第 24 回	3月7日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度活動報告書の作成について ・相談記録の確認 ・事例検討 	
第 25 回	3月24日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度活動報告書の作成について ・メール相談について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・メール相談については、引き続き検討する。 ・出張相談会や面接による相談を充実させていく。

4. 広報・啓発活動

平成 28 年度は、宗像市子どもの権利救済・回復活動の 4 年目になります。今年度は、小・中・高校生や保護者、教育関係者に向けて、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の周知だけでなく、宗像市子ども基本条例に沿った 4 つの子どもの権利の周知に努めました。

全校集会などの集まりに参加し、平成 28 年度版のリーフレットやカードを配布した後、相談員が直接子どもたちの前で話をし、啓発を行いました。

また、直接子どもたちと触れ合い、より身近に「ハッピークローバー」を感じてもらえるよう小学校 5 校の協力を得て、出張相談会を実施しました。

11 月 3 日（木）宗像市子どもまつりでは、「宗像市子ども基本条例」や「むなかた子どもの権利相談室（ハッピークローバー）」の紹介、出張相談会で子どもたちが作成してくれたイメージキャラクター「ふくちゃん」の貼り絵を展示し、広報・啓発活動に取り組みました。

11 月 18 日（金）「子どもの権利の日」には、JR 各駅と市内の商業施設において街頭啓発を実施しました。

【宗像市子どもまつりでの啓発】



「ハッピークローバーの紹介」



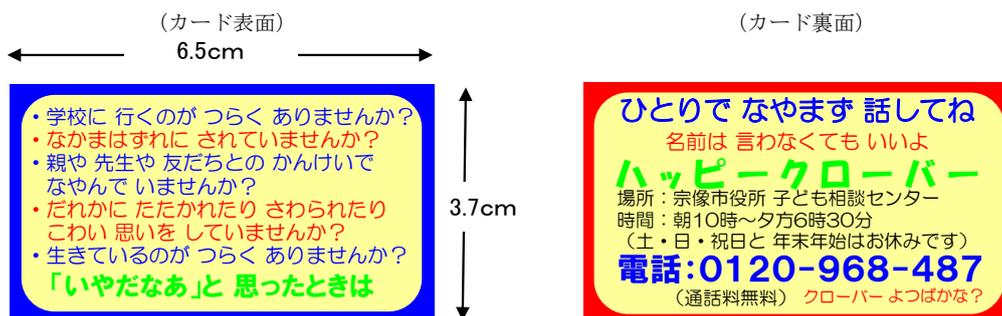
「イメージキャラクターの貼り絵」

(1) リーフレット・カードの配布

リーフレット及びカードは、各々 15,000 部印刷し、新学期始めの 4 月から 5 月上旬までに、子どもたちの手に渡るようにしました。宗像市内の小学校 15 校、中学校 7 校、宗像中学校・宗像高校、東海大付属福岡高校を訪問し、配布を依頼しました。学校での配布の際には、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の意義が共通に浸透するように、教師用の説明手引書を作成し、担任の先生から子どもたちに対して、内容を説明してから配布してもらいました。

カードは、小学生が名札の中（裏側）に入れやすいように、小さいサイズにし、困ったときにはそれを見ていつでも連絡できるようにしました。また、中学生以上は、生徒手帳に挟むよう依頼しました。

リーフレットは、表紙にイメージキャラクター「ふくちゃん」を採用し、平成 28 年度の新しいリーフレットを作成しました。



(リーフレット内側面 縦三つ折)

子どもの権利相談員ってどんな人？

こまっている子どもを助けて導いてくれる人です。話をきいて、どうすればよいのかを尋ねたり、子どものかわりに関心する人たちに気持ちを伝えたりします。

子どもしか相談できないの？

大人からも相談できます。学校へ行けない、いじめられているなど、子どもの権利が侵害された時、気軽に相談してください。匿名での相談も可能です。

つらいときはひとりで悩まないで、相談してね。誰にも元玉にもナイショにするよ。ヒミツは絶対に守るから、一緒に考えよう。

子どもの相談はどうやってできるの？

電話で話す
月曜日～金曜日 10:00～16:30
*定休日は、お問い合わせください。

学校から帰ってきたあとからでも相談できるよ！

相談する

子ども専用フリーダイヤル
0120-968-487
9時～19時 24時間受付

*18歳までの人の専用ダイヤルだよ。
*相談料は、かからないよ。
*よるは必ずお電話につながらず。

おとな専用ダイヤル 0940-36-9094

おとす
〒811-0402 (彦根市) 彦根市彦根一丁目1番1号
(彦根市西蔵1階 子ども権利センター内)

メールで話す
〒811-0402 (彦根市) 彦根市彦根一丁目1番1号
彦根市子どもの権利相談員
ハッピークローバー まで

FAXで話す 0940-37-3046

おみやげ みんなに「ふく」をお届けします

ホームページ 彦根市公式ホームページ <http://www.city.munakata.lg.jp>

むなかた子どもの権利相談室

ハッピークローバー

ムナカタシ 京像市

イメージキャラクター「ふくちゃん」

(リーフレット外側面 縦三つ折)

友だちのこと

- ・ 仲間はすれにされた
- ・ 悪口を言われたり、悪かれた
- ・ 校舎がいじめにあっている

学校・園のこと

- ・ 学校・園にいきたくない
- ・ 先生の言葉にきずついた
- ・ 宿舎で暮らしていることがある

どんなことを相談できるの？

家族のこと

- ・ 家の平がおもしろくない
- ・ 家族がけんかばかりしている
- ・ 親が気持ち悪わかってこない

からだのこと

- ・ 自分の家が臭い気がする
- ・ 健康・体質が悪くなる
- ・ 自分の家が好きになれない

その他

- ・ こはんを責めさせてもらえない
- ・ たたかれた
- ・ 変なことをされた

どんなふうに助けてくれるの？

電話で話す
電話料金は、かからないよ。名前だっけいなくていいから、名前を覚えてね。

相談する
「こんなこと、相談していいのかなー」なんて悩まないで、まずは話してみよう。

会って話す
ハッピークローバーに相談員にきてね。一緒に考えよう。

一緒に考える
「なにができるか」「どうしたらいいか」一緒に考えるよ。

調べる
悩みの原因を探ったり、あなたの気持ちを相手に伝えたりするよ。

関係機関
内容によっては、関係する人たちに力をお願いしたりするよ。

手紙・FAXで話す
「言葉で相談するのは、はずかしい…」というときは、手紙やFAXでも相談できるよ。

一緒に解決しよう！

(2) 小・中学校での広報・啓発活動

① 啓発用の説明資料の作成

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について理解してもらうために、小・中学生に向けた説明資料（パワーポイント）を作成しました。小・中学生それぞれに合った内容で、「宗像市子ども基本条例」や「むなかた子どもの権利相談室（ハッピークローバー）」について、15分程度で説明できるようにしました。

特に、本年度は、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を伝える権利」という「宗像市子どもの基本条例」に沿った4つの子どもの権利に重点を置いた説明資料を作成し、子どもたちが「4つの権利」について、見つめ直すことを意識しながら広報・啓発活動を行いました。



平成 28 年度 啓発用プレゼンテーション

② 小・中学校児童生徒への広報・啓発活動

上記の説明資料を用いて、宗像市内の小学校 15 校、中学校 7 校で、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について、広報・啓発活動を実施しました。

4月23日(土)の吉武小学校での啓発を皮切りに、始業式や終業式、児童集会、生徒総会、人権集会などの全校児童生徒が集まる場を活用し、年間を通して広報・啓発活動に取り組みました。

学校の協力もあり、今年度も早い時期に広報・啓発活動を行うことができました。今後、より一層子どもたちの心に届く啓発を目指していきたいと思ひます。

(3) 「はぴくろ通信」の発行

平成28年度は、「はぴくろ通信」vol.6を10月に、vol.7を1月に発行しました。また、中学校の卒業に合わせて、中学3年生に向けて「はぴくろ通信」増刊号を3月に発行しました。

「はぴくろ通信」vol.6 表面



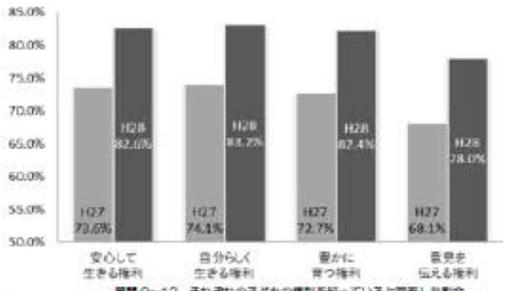
今年も小学5年生と中学2年生を対象に、「ハッピークローバー」についてのアンケート調査を行いました。アンケートに協力してくれたみなさん、ありがとうございます！
「はぴくろ通信 vol.6」では、ご協力いただいたアンケートの結果をいくつかお知らせします。

4つの子どもの権利を知っている子どもが増えてきました！

4つの子どもの権利すべてにおいて、「知っている」と答えた子どもが、平成27年度より大きく増えています。

この4つの権利は、子どもたちが安心して楽しく生活するために、とても大切な権利です。

子どもたち全員に知ってもらい、安心して楽しく生活していけるよう「ハッピークローバー」もお手伝いしたいと思います！



権利	H27	H28
安心して生きる権利	73.6%	82.0%
自分らしく生きる権利	74.1%	83.7%
豊かに暮らす権利	72.7%	82.4%
意見を伝える権利	68.1%	78.0%

みんな、どんなことが気になっているのかな？

半数以上の子どもたちが、困ったり、悩んだりしていると答えています。中でも、「勉強」「友だち」「自分」について、困ったり、悩んだりしていることがわかりました。これは、平成27年度と変わりありません。

みなさんにとって「勉強」「友だち」「自分」というのは、いつも身近にあり、いろいろな気持ちにさせるものなのかもしれません。

「ハッピークローバー」は、どんなことでもみんなの力になりたいと思っています。



学年	友だち	勉強	自分	その他	割合
H27	13.0%	20.7%	9.9%	1.1%	44.7%
H28	14.1%	20.0%	17.6%	4.0%	45.3%

信じられる人、相談できる人がいるって、すごいことだよ！

平成27年度と同じく、多くの子どもたちは、何か悩んでいる時には、「家族」や「友だち」に相談していることがわかりました。

一方で、相談する相手として、「親」や「先生」と回答した子どもは、平成27年度よりやや減少しています。

「ハッピークローバー」はもちろんのこと、みなさんの周りには、みなさんの手助けをしてくれる人たちがいることを忘れないでほしいと思います。



相談相手	割合
兄弟	8.7%
先生	10.9%
友だち	34.7%
親	35.5%
兄弟	9.9%
先生	10.2%
親	32.9%
友だち	35.2%

はぴくろ通信 Vol.7

happy clover news 2017年1月

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を紹介します!



宗像市の全部の小・中学校で、子どもの権利や「ハッピークローバー」について啓発を行いました。子どもたちは真剣に話を聞いてくれました。



小学校の協力を得て、5校の小学校で出張相談会を行いました。

「ハッピークローバー」は平成25年4月に市役所西館1階に開設し、今年で4年目になります。子どもたちが相談しやすい場所であることをめざして活動しています。



子どもまつりでハッピークローバーの紹介をしました!



11月3日(木)に行われた、宗像市子どもまつりで、ハッピークローバーの紹介や出張相談会で子どもたちが作成してくれた「ふくちゃん」の貼り絵を展示しました。

(4) 小学校での出張相談会

平成27年度に引き続き、今年度も、子どもたちの学校生活の現場に、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が出向き、出張相談会を実施しました。これは、子どもたちから直接悩みを受け止めるとともに、「ハッピークローバー」の存在や子どもの権利について啓発することが目的です。

例年、子どもたちを対象に行っているアンケートの中で、「学校に来てほしい」「出張相談会をしてほしい」という声が挙げられていました。こうした子どもたちの声に答える形で、平成28年度は、平成27年度の1校から5校に実施校を増やしました。

(1) 実施時期

- ・平成28年6月から11月までの間で、2日間または3日間実施。
- ・学校の昼休みの時間を利用して実施。

(2) 実施校

- ・玄海小学校、自由ヶ丘南小学校、東郷小学校、日の里東小学校、日の里西小学校の5校で実施。

(3) 実施者

- ・子どもの権利相談員2名（必要に応じて事務局、子どもの権利救済委員が参加）。

(4) 実施内容

①なんでも相談コーナー

- ・子どもの悩み相談ができるよう、会場に個別相談ができるブースを設営。
- ・相談ブースでは、相談内容が他に漏れないように配慮しました。

②お手紙相談コーナー

- ・直接相談できない子どもに対し、相談ポストとお手紙の用紙を会場に置いておき、手紙でも相談できる機会を確保しました。
- ・相談者の手紙に対しては、相談員が返事を書き、相談者の手元に届くように返信しました。

③遊びコーナー

- ・活動を通して、子どもたちがむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に親しみが持てる機会となるように、けん玉、折り紙、お絵かき、イメージキャラクター「ふくちゃん」のはり絵作りなどの場を設定し、子どもが気軽に立ち寄れるようにしました。

(5) 取り組み結果

- ・実施した小学校5校を合わせて、563人の子どもたちが出張相談会に訪れてくれました。563人のうち、116人の子どもたちからの相談がありました（面接:31 手紙:85）。
- ・子どもたちからの相談では、友達のこと、家族のことについての相談が多くありました。
- ・遊びコーナーでは、様々な遊びを通して相談員と笑顔で話す子どもの姿が伺えました。

しゅっちょうそうだんかい
出張相談会



東郷小学校

玄海小学校

日の里西小学校

自由ヶ丘南小学校

日の里東小学校

★子どもの権利相談室
ハッピークローバー★

(5) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートの実施

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、平成28年度も、宗像市内の小学5年生、中学2年生を対象としたアンケートを実施しました。アンケートの結果は、宗像市公式ホームページで公開しています。また、はびくろ通信 vol.1.6 で特集記事にして掲載しました。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

実施時期：平成28年6月27日～7月11日

対象者：宗像市内 小学5年生868名 中学2年生792名

回収率：97.2%

※ 本報告書の巻末資料(P40)に調査結果を要約で掲載

(6) その他の活動

① 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2016 in 宝塚への参加

日時：平成28年10月8日(土)～9日(日)

場所：(1日目)ソリオホール (2日目)フレミラ宝塚・こむの事務所・ぷらざこむ1

内容：全体テーマ「子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり」

パネルディスカッション：「子どもの格差・貧困問題と子ども支援・子育て支援」

～子どもにやさしいまちをめざして～

特別報告：「子どもの施策の現状と課題-『子ども施策全国自治体調査』の結果から」

特別コメント：レニー・ロザリン(インドネシア女性エンパワーメント・子ども保護省副大臣)

分科会：第1. 子どもの相談・救済 第2. 子どもの虐待防止 第3. 子どもの居場所

第4. 子ども参加

第5. 子ども計画

第6. 子ども条例

第7. 子どもの格差・貧困問題と子ども支援・子育て支援

第8. 災害と子ども支援

※ 子どもの権利救済委員1名、子どもの権利相談員1名、事務局員1名、子ども育成課職員1名が参加しました。

※ 第1分科会において、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の取り組みを報告しました。

「子ども条例に基づく公的第三者機関の広報・啓発と相談・救済の実際」

～宗像市における子どもの権利相談・救済制度について～

子どもの権利代表救済委員 小坂 昌司 子どもの権利相談員 久家 房子

② 子どもにやさしいまちづくり市民フォーラムへの参加

日時：平成28年12月3日(土)～4日(日)

場所：福岡市早良市民センター 研修室

内容：「子どもの権利を保障する社会の仕組みづくりへ」

③ 福岡 子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会への支援と参加

日時：平成28年7月9日(土) / 平成28年10月29日(土) / 平成29年1月21日(土)

場所：早良市民センター/西南学院百年間

内容：講演「『教育の機会確保(仮称)法』について考える」 / 講演「子ども支援の多様な展開」 / 講演「子ども支援と子ども観」

④ 子どもにやさしいまちづくりネットワーク会議での講演

日時：平成28年8月8日(月)

場所：早良市民センター

内容：ミニ講座において、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が行っている広報・啓発活動について講演を行いました。

5. 平成 28 年度の総括と平成 29 年度に向けて

(1) 平成 28 年度の総括

① 相談・救済活動について

- ◆ 本年度は、出張相談会を 5 校の小学校（玄海小学校・自由ヶ丘南小学校・東郷小学校・日の里東小学校・日の里西小学校）で、2 日間または 3 日間昼休みに実施しました。実施時期は、学校の希望で、6 月に 3 校、9 月に 1 校、11 月に 1 校でした。事前に全児童に出張相談会の案内を配布し、面接相談コーナー、お手紙相談コーナー、遊びコーナーの 3 つのブースを設けて実施しました。5 校の相談件数を合わせると、面接相談には 31 件、お手紙相談には 85 件の相談があり、お手紙相談については、後日個別に返事の手紙を渡しました。電話相談や来所相談は、子どもたちにとって、まだまだハードルが高い側面があり、子どもたちの生活の場に出向く出張相談会は、相談しやすい機会となったようです。また、出張相談会での相談が、継続の面接相談につながった案件もあり、問題解決に向けて早い対応ができました。さらに、出張相談会后に電話相談をしてくる子どももいたことから、身近な存在としての啓発効果もあったと考えられます。
- ◆ 市内の小学 5 年生、中学 2 年生を対象に行ったアンケート調査において、メール相談をしてほしいという要望を受け、メール相談について検討を行いました。宗像市の人口規模に近い自治体を中心に 6 市町を選定し、メール相談の実態や効果等について調査を行いました。その調査結果をもとに、メール相談について検討しました。

② 広報・啓発活動について

- ◆ 市内小・中学校 22 校の全児童生徒に対し、全校朝礼や全校集会等で、子どもの権利や子ども基本条例について説明を行いました。また、市内の県立中学校 1 校と高校 2 校では、リーフレットや「はびくろ通信」等を配布し、啓発活動を行いました。
- ◆ 市内の小・中・高校に在籍している子どもたち以外にも、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を周知してもらえるよう、宗像市の公式ホームページに開設されているハッピークローバーのサイトに、「はびくろ通信」等を掲載し、誰でも閲覧できるようにしました。
- ◆ 11 月 18 日（金）に JR 各駅と市内の商業施設（サンリブ宗像店）において「子どもの権利の日」の街頭啓発を実施しました。
- ◆ 16 歳以上の子どもたちへの啓発の一環として、中学校を卒業する子どもたちに、「はびくろ通信」とハッピークローバーの電話番号が記載されているクリアファイルを記念品として配布しました。

③ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のアンケート結果について

- ◆ 「ハッピークローバー」の認知度は、さらに伸び、宗像市の子どもたちに広く周知されています。学校の協力を得て、毎年、宗像市全小中学校において啓発活動を行ってきたことが、高い認知度につながっていると考えられます（27年度 95.1%→28年度 96.2%）。
- ◆ 「4つの子どもの権利」全てにおいて、認知度が昨年度より約10%伸び、約8割の子どもが「知っている」と答えました。この要因として、本年度の各学校における啓発の内容を修正し「4つの権利」に重点を置いて啓発したことがあげられます。
- ◆ 「子ども救済制度」の認知度は50.5%で、認知度についての質問の中で、最も低い数値でした。「救済制度」という言葉の難しさも要因として考えられますが、子どもたちにとって分かりやすい啓発方法が求められます。
- ◆ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」にしてほしいことの質問では、「出張相談会」を希望する子どもが大きく増えました。「時間や曜日を増やしてほしい」「相談場所を増やしてほしい」という声も昨年引き続き多いです。

(2) 平成29年度に向けて

① 相談・救済活動について

出張相談会

- ◆ 小学校5校の出張相談会を実施した結果、多くの子どもたちの相談（面接相談・手紙相談）を受け止めることができました。また、その後の継続的な面接相談や支援につながった案件もありました。子どもの声を少しでも多く聴くために、平成29年度は学校の協力のもと、出張相談会の開催を増やしていきたいと考えています。

メール相談

- ◆ 平成29年度は、平成28年度に行った6市町への調査を踏まえて、実施する上での課題や問題点などを明らかにします。その上で、宗像市の実態に即したメール相談について検討していきます。

② 広報・啓発活動について

啓発活動

- ◆ 各小中学校での啓発活動（児童生徒に直接説明）の効果については、アンケート結果からみても、子どもたちの認知度に十分に反映されています。また、出張相談会についても、子どもたちの相談する機会の確保やむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の啓発効果も期待できることが分かってきました。そこで、従来の啓発活動と出張相談会のよさを取り入れ、平成29年度からは、「従来の啓発活動をする学校」と「出張相談会を実施し、啓発とする学校」の2グループに分類し、啓発活動と出張相談会を隔年で交互に行っていきます。

- ◆ 市内の県立中学校 1 校と高校 2 校でも平成 28 年度と同様に、リーフレットや「はびくろ通信」等を配布し、啓発活動を行います。
- ◆ 16 歳以上の子どもたちへの啓発として、中学 3 年生への記念品と「はびくろ通信」の配布、宗像市公式ホームページにある、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のサイトを活用するなどして、啓発活動を行っていきます。

「宗像市子どもの権利の日」の授業への参画

- ◆ 平成 29 年度は、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員の活用方法を十分検討した上で、「宗像市子どもの権利の日」の授業への参画が実施できるよう調整していきます。

③ アンケートについて

アンケート結果を生かして

- ◆ 「宗像市子ども基本条例」と「子どもの権利救済制度」の認知度を高めるために、「はびくろ通信」の活用や各学校における啓発活動の改善を図っていきます。
- ◆ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートで、学校での相談や相談場所を増やしてほしいという意見が多数ありました。平成 29 年度は、学校の協力のもと、出張相談会を増やしていきたいと考えています。

今後のアンケート実施について

- ◆ 小 5 から中 2 の経年変化をみるために、平成 30 年度（第 5 回）まで、実施時期、内容を例年通りで実施する予定です。平成 31 年度以降のアンケート実施については、目的や設問内容、実施時期を検討します。

④ 活動報告会の開催について

- ◆ 平成 29 年度は、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が設置されてから 5 年目を迎えます。そこで、市内の関係機関及び市民に向けた活動報告会の開催を予定しています。これまでの活動概況について報告し、子どもの相談や子どもの権利救済・回復について一緒に考えます。

6. 子どもの権利救済委員からのメッセージ

宗像市の子どもたちに感謝して

山本 裕子 救済委員

この原稿は、心地よい春の日差しの中、桃の蕾を眺めながら書いています。平成28年度宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書の1ページとなった拙文をお読みいただく頃には、紫陽花とカタツムリが楽しめるのでしょうか。季節の移ろいは瞬く間です。

私は、2016年度末で、宗像市子どもの権利救済委員を退任させていただきます。この4年間、宗像市子ども基本条例の下で、豊かな学びの機会を得ることができました。たくさんの方々にお礼を申し上げたいのですが、まずは何といても、宗像市の子どもたちに感謝を伝えたいと思います。

初めて出張相談会に参加した小学校で、私も子どもたちと一緒に、「ふくちゃん」の貼り絵をしたり、けん玉をしたりして遊びました。お手紙相談コーナーも盛況でした。「ハピクロの人たちって、やさしいね」という声も聞こえてきました。それは、相談員お二人の細やかな心配りに気づいた、女の子たちのささやきでした。たくさん相談の手紙も届きました。面談相談の時間が足りず、後日改めて学校での相談に伺った子どもさんもありました。出張相談会は、学校の理解と協力なしには実施出来ませんし、子どもたちの主体性と相互の信頼がなければ成功しなかったことでしょう。ハッピークローバーが子どもたちの身近な存在になってきたのだと、出張相談会を通して手ごたえを得ることができました。

子どもたちからの相談は、重い内容もありました。素朴な疑問をぶっつけるものもありました。匿名もあり、数人集まっての相談もありました。ハピクロに相談を寄せた子どもたちこそ、宗像市の小さくて大きな「財産」なのです。そして、ハピクロ相談員のお二人や事務局のみなさん方は、常に子どもたちの「心強い味方」であつたに違いありません。

一方、子どもの代弁者であるご家族や市民の方からは、子どもの権利侵害を想起させる案件がいくつか寄せられました。こちらは救済委員としての関わりを通して、救済委員会としての経験を蓄積することができたと思います。いずれにしても、宗像市の子どもの権利救済委員活動の4年間は、チームワークの良さに支えられたものでした。

これからも更に活動を充実され、子どもの権利が促進されることを祈念します。

最後になりましたが、宗像未来ガールズ作「みあれ祭の日に」は、宗像市の子どもたちの活動を結集したすばらしい作品でした。そして「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界遺産となりますよう、私も応援しています！

権利救済委員として子どもの日常に関われることの大切さ

市川 雅美 救済委員

子どもの権利救済委員として4年目を迎えた今年度は、この活動のあり方を常に模索しつつも、子どもの生きている「現場」に触れる機会が、少しですが増えたように思います。その一つは、むなかた子どもの権利相談室（子どもたちには通称はびくろで認知されていますね、素晴らしいことです）の出張相談会に参加したことです。学校生活という子どもたちの日常に触れられたことで、日々の私個人の仕事では知るよしもないたくさんの子どもの笑い声と元気さを実感をもって知ることができました。

はびくろのイメージキャラクター「ふくちゃん」の貼り絵を楽しんでいる子どもたち、折り紙をしたり、剣玉を競い合ったりして楽しむ子どもたち。現代の社会状況により、子どもたちは集団での遊びの機会が不十分で、コミュニケーション能力の習得、社会性の獲得に支障がでているとも指摘されています。ですが、わずかな時間でありましたが、こうして生き生きと子どもたちが共に遊ぶ姿に遭遇することができ、大変うれしく、彼らを頼もしく感じました。

一方、出張相談会の趣旨である、なんでも相談コーナー、お手紙相談コーナーも盛況でした。ただ、やはり相談するということは勇気がいるのでしょう、手紙コーナー前で立ちすくんでいる子もいました。少し背中を押すと、「がんばって」お手紙を書いていました。私が出張相談会の会場から離れ、少し校内を歩いていますと、話しかけてほしい子どもたちにも遭遇しました。相談会に行けないけど、話したいことがたくさんあったようで、廊下でその子の話を聴きました。困りごとや悩みごとというわけではなく、親と行った旅行の話でした。お父さんが大好きだ、とも。大人に、誰かに、聞いてもらいたかったのでしょう。救済委員として子どもたちが抱える困りごと、悩み事に直接的に、でも少しだけでも触れる機会であったと捉えています。

月2回ある救済委員会議では、時間が足りないほどの報告や話し合いが行われています。子どもの人権に関わる話し合いは、さまざまな分野（司法、社会福祉、教育、心理など）から構築されています。救済委員としての活動をより充実し、宗像市の子どもたちに有益なものとなるよう尽力したいと考えています。

以前一度だけですが、小学校のご配慮のもと、子どもの権利の日の授業に参加させていただいたことがあります。子どもたちが先生とともに考えた子どもの人権についての寸劇などもあり、当時、子どもたちの持つそのエネルギーとその未来の可能性について感慨深く拝見させていただきました。

宗像市子ども基本条例は、学校教育との連携強化を推進しています。出張相談会のように子どもたちの日常に入り、彼らにふれる機会をいただけることは救済委員として大変貴重でした。子どもの実情を知り、救済委員活動に活かしていけると痛感しています。

むなかた子どもの権利相談室の相談員、事務局の皆さま、また学校職員、関係者の皆さま、大変感謝申し上げます。

平成28年度 むなかた子どもの権利相談室 「ハッピークローバー」についてのアンケート結果

実施期間 : 平成28年6月27日(月) から7月11日(月)

対象者 : 宗像市内 小学5年生 868名 中学2年生 792名

質問1.

宗像市には、子どもの権利を守るための「宗像市子ども基本条例」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	63.2% (56.0%)	36.4% (43.6%)	0.4% (0.4%)	宗像市子ども基本条例を「知っている」と答えたのは全体で、約6割強でした。 小学5年生と中学2年生ともに、平成27年度より「知っている」という回答が増えています。
小学5年生	57.0% (44.8%)	42.7% (54.9%)	0.3% (0.3%)	
中学2年生	70.3% (67.0%)	29.3% (32.6%)	0.4% (0.4%)	

質問2.

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	96.2% (95.1%)	3.4% (4.4%)	0.4% (0.5%)	全体の96.2%の子どもたちが、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を「知っている」と回答しました。 小学生・中学生ともに平成27年度より増加しています。
小学5年生	95.8% (95.1%)	3.9% (4.2%)	0.3% (0.7%)	
中学2年生	96.7% (95.0%)	2.9% (4.6%)	0.4% (0.4%)	

質問3.

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、宗像市役所の中にあることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	71.9% (69.8%)	32.0% (29.9%)	0.2% (0.3%)	全体の約7割が「ハッピークローバー」が宗像市役所の中にあることを「知っている」という結果でした。 平成27年度と比較すると、若干の増加が見られます。
小学5年生	67.8% (64.7%)	32.0% (34.9%)	0.2% (0.4%)	
中学2年生	76.4% (74.9%)	23.3% (24.9%)	0.3% (0.2%)	

質問4.

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、自分の名前を言わなくても相談できることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	81.5% (82.3%)	18.2% (17.5%)	0.3% (0.2%)	全体の約8割が「知っている」との回答でした。 平成27年度と比較すると、中学2年生の「知っている」という回答が減少した結果、全体の割合が下がりました。
小学5年生	78.5% (75.1%)	21.2% (24.7%)	0.3% (0.2%)	
中学2年生	84.9% (89.4%)	14.9% (10.5%)	0.2% (0.1%)	

質問5.

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、フリーダイヤル（無料）で電話相談ができることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	81.9% (78.4%)	17.9% (21.2%)	0.2% (0.4%)
小学5年生	77.6% (71.2%)	22.2% (28.3%)	0.2% (0.5%)
中学2年生	86.7% (85.4%)	13.2% (14.4%)	0.1% (0.2%)

全体の約8割の子どもたちが「知っている」との回答でした。
特に小学5年生においては、5%以上の増加が見られます。

質問6.

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、相談したことを親にも先生にも秘密にしてくれることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	83.4% (83.7%)	16.2% (15.8%)	0.4% (0.5%)
小学5年生	80.8% (80.2%)	18.9% (19.2%)	0.3% (0.6%)
中学2年生	86.4% (87.1%)	13.2% (12.5%)	0.4% (0.4%)

全体の約8割が「知っている」との回答でした。
平成27年度と比較して、中学2年生において、「知っている」という回答が若干減少しています。
「秘密にする」という相談のキーワードをさらに広めていく必要があります。

質問7.

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」には、子ども救済制度があることを知っていますか？（救済制度とは、困っている、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えたり、みなさんの意見を親や先生に伝えたりする仕組みのことです）

	知っている	知らない	無記入
全体	50.5% (51.0%)	49.3% (49.0%)	0.2% (0.0%)
小学5年生	50.4% (46.9%)	49.5% (53.1%)	0.1% (0.0%)
中学2年生	50.5% (55.0%)	49.2% (45.0%)	0.3% (0.0%)

全体の約5割が「知っている」との回答でした。
平成27年度と比較して、全体や中学2年生で、「知っている」という回答が減少しています。
本アンケートの中で「知っている」という回答が最も少ない設問がこの項目となっています。

質問8.

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもたちに配っているカードを持っていますか？

	持っている	持っていない	無記入
全体	70.3% (66.8%)	29.6% (33.2%)	0.1% (0.0%)
小学5年生	80.9% (75.7%)	19.1% (24.3%)	0.0% (0.0%)
中学2年生	58.6% (58.2%)	41.3% (41.8%)	0.1% (0.0%)

全体で約7割の子どもたちがカードを持っているという結果でした。
しかし、小中学校で比較すると、小学生が8割に対して、中学生は約6割にとどまっています。カードを入れる名札のない中学生に、どのように携帯してもらうかが今後の課題になります。

質問9.

子どもには「安心して生きる権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	82.6% (73.6%)	17.0% (26.4%)	0.4% (0.0%)
小学5年生	82.2% (72.3%)	17.4% (26.7%)	0.4% (0.0%)
中学2年生	83.2% (74.0%)	16.6% (26.0%)	0.2% (0.0%)

宗像市子ども基本条例の4つの子どもの権利の内、「安心して生きる権利」の認知度は、全体で約8割でした。平成27年度と比較すると、全体的に約10%増加しています。これは、平成28年度の啓発活動の中で、4つの子どもの権利について重点的に説明を行った結果が反映されていると考えられます。

質問10.

子どもには「自分らしく生きる権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	83.2% (74.1%)	16.5% (25.8%)	0.3% (0.1%)
小学5年生	82.9% (73.2%)	16.8% (26.8%)	0.3% (0.0%)
中学2年生	83.6% (75.2%)	16.2% (24.7%)	0.2% (0.1%)

「自分らしく生きる権利」の認知度は、全体で約8割でした。平成27年度と比較すると、全体的に約10%増加しています。これは、質問9と同様に、啓発活動の中で、重点的に説明を行った結果が反映されていると考えられます。

質問11.

子どもには「豊かに育つ権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	82.4% (72.7%)	17.2% (27.1%)	0.4% (0.2%)
小学5年生	82.2% (71.6%)	17.4% (28.0%)	0.4% (0.4%)
中学2年生	82.6% (73.7%)	17.0% (26.2%)	0.4% (0.1%)

「豊かに育つ権利」の認知度は、全体で約8割でした。平成27年度と比較すると、「知っている」という回答は、全体的に約10%増加しています。この結果についても、質問9・10と同様の理由が挙げられます。

質問12.

子どもには「意見を表明する権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	78.0% (68.1%)	21.5% (31.7%)	0.5% (0.2%)
小学5年生	79.4% (67.0%)	20.0% (32.5%)	0.6% (0.5%)
中学2年生	76.4% (69.2%)	23.2% (30.8%)	0.4% (0.0%)

「意見を表明する権利」の認知度は、全体で8割弱でした。平成27年度と比較すると、全体的に約10%増加しています。この結果についても、質問9・10・11と同様の理由が挙げられます。ただ、4つの子どもの権利の中では、最も認知度が低く、27年度と同じ結果となりました。

質問13.

あなたは今、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？

	友だち	先生	家族	勉強	自分	その他	無い	無記入
全体	14.1% (13.0%)	2.6% (2.4%)	6.6% (6.2%)	20.0% (20.1%)	12.6% (9.9%)	4.0% (3.1%)	38.3% (43.7%)	1.8% (1.6%)
小学5年生	15.2% (14.8%)	1.6% (2.0%)	7.6% (6.2%)	15.9% (15.2%)	12.3% (9.0%)	2.2% (1.5%)	43.6% (50.3%)	1.6% (1.0%)
中学2年生	13.0% (11.4%)	3.6% (2.7%)	5.6% (6.2%)	24.0% (24.2%)	12.9% (10.6%)	5.8% (4.5%)	33.1% (38.2%)	2.1% (2.2%)

「悩みがない」と答えたのが、小学5年生43.6%、中学2年生33.1%でした。

「悩みがある」という答えの中で、回答が多かったのは、小学生では「勉強」15.9%、「友達」15.2%、「自分」12.3%でした。中学生では、「勉強」24.0%、「友達」13.0%、「自分」12.9%でした。各学年ともに「勉強」「友達」「自分」についての悩みが多い傾向が見られます。特に中学生では、勉強について悩んでいる人の割合が大きくなっています。

質問14.

あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

	親	先生	兄弟	友だち	その他	いない	無記入
全体	32.9% (35.5%)	9.9% (10.9%)	10.2% (8.7%)	35.2% (34.7%)	3.0% (3.0%)	7.3% (6.0%)	1.5% (1.3%)
小学5年生	37.6% (42.2%)	9.5% (11.8%)	12.2% (9.7%)	27.6% (25.6%)	2.7% (2.4%)	8.6% (6.7%)	1.8% (1.6%)
中学2年生	27.8% (29.2%)	10.3% (10.0%)	8.1% (7.7%)	43.5% (43.2%)	3.4% (3.7%)	5.9% (5.2%)	1.1% (1.0%)

子どもの相談相手として多いのは、「友達」35.2%、「親」32.9%、「兄弟」10.2%、「先生」9.9%でした。

小学5年生で最も多い相談相手は、「親」37.6%、ついで「友達」27.6%でした。中学2年生で最も多い相談相手は、「友達」43.5%、「親」27.8%でした。

平成27年度と比較すると、全体では、「友達」「兄弟」が相談相手であるという回答が増加している一方で、「親」「先生」が相談相手であるという回答は、若干減少しています。

質問15.

もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いませんか？

	思う	思わない	無記入
全体	37.0% (35.0%)	62.2% (64.4%)	0.8% (0.6%)
小学5年生	45.0% (42.2%)	54.5% (57.4%)	0.5% (0.4%)
中学2年生	28.0% (28.0%)	70.9% (71.3%)	1.1% (0.7%)

「ハッピークローバー」に相談してみようと思っていると回答した子どもは、全体で37%でした。

平成27年度と比較すると、相談しようと思うと回答した子どもは若干増加しています。小学5年生と中学2年生を比較すると、中学2年生より小学5年生の方が約20%多いという結果になりました。

記述回答 1

質問13・14のその他の内訳を下記に示しています。

質問13 あなたは今、どんなことが悩んだり、困ったりしていますか？（複数回答可）

項目	小学5年生	中学2年生	計
部活	0	20	20
習い事	12	5	17
進路・将来について	0	9	9
人との関わり方について	3	6	9
学校生活	2	3	5
その他	3	3	6
	20	46	66

質問14 あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

項目	小学5年生	中学2年生	計
祖父母	18	1	19
自分で解決する	3	16	19
親戚	9	2	11
ハッピークローバー	5	1	6
SC・SSW	0	5	5
身近にいる大人	1	3	4
先輩	0	3	3
ペット	1	1	2
その他	2	10	12
	39	42	81

記述回答2

質問15で、もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？の回答の理由を下記に示しています。

自由記述について： 類似した記述をカテゴリー別に集約しました。各カテゴリーに属する記述の数を下記に表記します。

質問15 相談しようと思うと答えた理由の内訳

項目	小学5年生	中学2年生	計
秘密を守ってくれるから	59	114	173
解決してくれそうだから	61	20	81
気持ちがスッキリするから	52	28	80
親や友達、先生には相談しづらいから	32	8	40
信用できそうだから	20	24	44
悩みがあるから	18	14	32
真剣に考えてくれそうだから	20	12	32
相談しやすそうだから	13	11	24
誰かに相談したいから	18	4	22
どんな相談でも聞いてくれるから	17	4	21
自分に役立つと思うから	9	5	14
理由はない	5	7	12
その他	5	6	11
	329	257	586

質問15 相談しようとは思わないと答えた理由の内訳

項目	小学5年生	中学2年生	計
相談する人がいるから	146	134	280
自分で解決できるから	38	85	123
悩みがないから	51	35	86
知らない人だから	21	35	56
面倒くさい	7	37	44
理由はない	28	13	41
恥ずかしい・緊張するから	25	13	38
時間がないから	12	17	29
相談したくないから	14	14	28
解決しないから	6	20	26
信用できないから	4	19	23
秘密がばれそうだから	11	8	19
話しづらいから	11	8	19
相談していることを知られたくないから	14	5	19
相談方法が分からないから	10	3	13
相談方法が合わないから	6	12	18
なんとなく嫌だから	1	13	14
話が大きくなりそうだから	4	6	10
家族に怒られそうだから	7	0	7
その他	7	12	19
	423	489	912

質問16 むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」にしてほしいことは何ですか？

項目	小学5年生	中学2年生	計
悩み事を相談したい	34	6	40
必ず解決してほしい	28	10	38
出張相談会をしてほしい	26	9	35
しっかり話を聞いてほしい	26	7	33
今のまま継続してほしい	20	12	32
時間や曜日を増やして欲しい	13	16	29
相談場所を増やして欲しい	23	3	26
イベントをしてほしい	20	6	26
啓発をしてほしい	19	6	25
相談しやすい場所にしてほしい	19	2	21
相談方法を増やして欲しい	12	4	16
秘密にしてほしい	4	4	8
その他	25	12	37
	269	97	366

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人のふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にできる心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進

めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
 - ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設
 - エ その他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ば

す機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（2）人権について十分に配慮すること。

（3）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければ

ならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。
（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
- (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。

2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止等)

第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

(1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。

2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。

(市に対する調査等)

第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。

3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。

4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

<p>救済申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員</p> <p style="text-align: center;">（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____</p> <p>宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。</p>
<p>(1) 救済を必要とする子どもの氏名等</p> <p>氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____</p>
<p>(2) 申立ての理由となった事実の概要</p> <p>①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____</p> <p>②いつ、どこで、起こったことですか。 _____</p> <p>*どのような問題なのかを(6)で説明してください。</p>
<p>(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり]</p> <p>（ありの場合、その制度名を記入） _____</p>
<p>(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]</p>
<p>(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]</p>
<p>(6) 申立ての理由となった問題についての説明等</p> <p>_____</p>
<p>備考</p>

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員	
(申立人)	
氏 名 _____ (歳)	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm	身分証明証					
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm				第
		職 名	宗像市子どもの権利救済委員			
		氏 名				
		生年月日	年	月	日	
		有効期限	年	月	日	
		上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。				
		年	月	日	宗 像 市 長	
	印					

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	身分証明証		第
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
	職 名	宗像市子どもの権利相談員	
	氏 名	名	
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
	年	月	日
印		宗 像 市 長	

9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）	
（子どもの権利相談員）	
第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。	
2 略	
3 相談員は、次に掲げる職務を行う。	
(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。	
(3)子どもの権利の普及に関すること。	
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。	

平成 28 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職 名	氏 名	職 業 等
子どもの権利代表救済委員	小坂 昌司	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	山本 裕子	社会福祉士 (福岡市子ども家庭支援センター 「SOS 子どもの村」センター長)
子どもの権利救済委員	市川 雅美	臨床心理士 (市川カウンセリングオフィス)
子どもの権利相談員	立川 隆一	臨床心理士
	久家 房子	教育経験者
事務局員	中村 修	子ども家庭課課長
	甲斐田 修	子ども家庭課子ども家庭係長
	佐藤 香織	子ども家庭課子ども家庭係主任主事
	橋詰 さくら	子ども家庭課子ども家庭係主事